

日本	第二百四十八條	傳染病ノ流行ノ際豫防規程ニ違背シテ流行地方ヨリ他處ニ出タル者ハ十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
佛蘭西	第三百二	傳染病ノ流行又其蔓延ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處シ若シ其犯罪ニヨリ人ヲシテ其傳染病ニ罹ラシメタルハ三月ヨリ短カラス三年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
獨逸	第十七條	傳染病ノ流行又其蔓延ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
埃及		
伊太利		
白耳義		
英吉利	附錄	傳染病ノ流行又其蔓延ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞	第八百三	傳染病ノ流行又其蔓延ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
瑞典		
印度		
清		
普魯士		
奧地利		

獨逸	第二百四十八條	傳染病ノ流行ノ際豫防規程ニ違背シテ流行地方ヨリ他處ニ出タル者ハ十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
魯西亞二	第三百二	傳染病ノ流行又其蔓延ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞三	第十七條	傳染病ノ流行又其蔓延ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞四	第六條	封鎖中ノ家屋及ヒ遺存ノ物品ヲシテ其傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞五	第六條	封鎖中ノ家屋及ヒ遺存ノ物品ヲシテ其傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞六	第十四條	防疫ノ法式ヲ違背シテ傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞七	於テハ然リトス而シテ	傳染病ノ流行又其蔓延ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞八	第二條	封鎖中ノ家屋及ヒ遺存ノ物品ヲシテ其傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞九	第一條	防疫ノ法式ヲ違背シテ傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞十	第一條	防疫ノ法式ヲ違背シテ傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞十一	第二條	封鎖中ノ家屋及ヒ遺存ノ物品ヲシテ其傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞十二	第七條	防疫ノ法式ヲ違背シテ傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可
魯西亞十三	第七條	防疫ノ法式ヲ違背シテ傳染病ノ流行ヲ豫防スル爲メ該務ノ官署ヨリ設ケタル拒絕法又ハ監禁等又ハ禁錮等ヲ知りテ故ラニ犯シタル者ハ二年ヨリ長カラサル禁錮ニ處ス可







日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	壤地利
第二百四十九條	第四百五十三條	第三百二十八條			第三百二十九條	第八百六十一條						
獸類ノ傳染 病流行ノ際 豫防規則ニ 違背シテ獸 類ヲ他處ニ 出シタル者 ハ十一月以 上二月以下 ノ輕禁錮ニ 處シ又ハ五 圓以上五十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	已ムヲ得サ ルニ非スシ テ前條ニ記 シタル獸類 ノ一ヲ殺セ ル者ハ左ノ 刑ニ處セラ ル可シ 若シ其獸類 ヲ殺シ置キ タルトハ一 年ヨリ長カ シ又ハ借受 ケシ家屋又 ハ機關ヲ爲 シタル場所 又ハ其附屬 ノ場所又ハ 土地内ニ於 テ此輕罪ヲ 犯シタル時 ハ二月ヨリ 不少六月ヨ リ禁錮ニ處ス	禽獸ノ傳染 病ヲ流傳又 其蔓延ヲ預 防スル爲メ 該務ノ官司 ヨリ該種ノ ル拒絶法監 察又ハ禁制 等ヲ知リテ 故ラニ犯シ タルトハ一 年ヨリ長カ シ又ハ借受 ケシ家屋又 ハ機關ヲ爲 シタル場所 又ハ其附屬 ノ場所又ハ 土地内ニ於 テ此輕罪ヲ 犯シタル時 ハ二月ヨリ 不少六月ヨ リ禁錮ニ處ス	ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	ラレ且十六 「フランク」 ヨリ少カラ スニ百「フ ランク」ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	九條 凡官ノ成規 ニ違テ可キ 獸類傳染病 ヲ其主人或 ハ其番人直 チニ住居ノ 里正ニ告ケ サシ著者ク ハ告ル後里 正ノ答ヲ待 タズ外ニ放 チ出ス者ハ 八月ヨリ二 月迄ノ獄ニ 處シ又ハ二 「フランク」 ヨリ少カラ スニ百「フ ランク」ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	セラレ且百 「フランク」 ヨリ少カラ スニ千「フ ランク」ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	守人又ハ名 義ノ如何ヲ 問ハス警察 官更此一章 ニ記シタル 輕罪ヲ犯セ シ時ハ其犯 人ヲ禁錮ス ル期限一月 ヨリ少カラ スニ五年ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	或ハ物ヲ載 スル用ニ供 ス可キ獸類 又ハ牛羊山 羊豚又ハ池 沼ニ養フ魚 ニ毒物ヲ與 ヘシ者ハ一 年ヨリ少カ ラス五年ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	カラス五年 ヨリ多カラ サル時間政 府ノ監察ヲ 受ケシムル ヲ得可シ	可シ	凡官吏ノ命 命ス可シ 第三十二 十條	凡官吏ノ命 命ス可シ 第三十二 十條

佛蘭西二	佛蘭西三	佛蘭西四	佛蘭西五	佛蘭西六	佛蘭西七	佛蘭西八	佛蘭西九	佛蘭西十	佛蘭西十一	獨逸二	白耳義二	白耳義三
リ不多時間 禁錮ノ刑ニ 處セラル可 シ	サレ時間禁 錮ノ刑ニ處 セラル可シ 何レノ場合 ニ於テモ罪 ヲ破壞シテ 此輕罪ヲ犯 セシ時ハ其 刑中ノ至重 タル時ハ六 月ヨリ少カ ラス一月ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可シ	ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	ラレ且十六 「フランク」 ヨリ少カラ スニ百「フ ランク」ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	ヨリ少カラ スニ五百「 フランク」 ヨリ多カラ サル罰金ノ 言ヲ受テ可 シ	セラレ且百 「フランク」 ヨリ少カラ スニ千「フ ランク」ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	守人又ハ名 義ノ如何ヲ 問ハス警察 官更此一章 ニ記シタル 輕罪ヲ犯セ シ時ハ其犯 人ヲ禁錮ス ル期限一月 ヨリ少カラ スニ五年ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	或ハ物ヲ載 スル用ニ供 ス可キ獸類 又ハ牛羊山 羊豚又ハ池 沼ニ養フ魚 ニ毒物ヲ與 ヘシ者ハ一 年ヨリ少カ ラス五年ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	カラス五年 ヨリ多カラ サル時間政 府ノ監察ヲ 受ケシムル ヲ得可シ	カラス五年 ヨリ多カラ サル時間政 府ノ監察ヲ 受ケシムル ヲ得可シ	凡官吏ノ命 命ス可シ 第三十二 十條	凡官吏ノ命 命ス可シ 第三十二 十條	凡官吏ノ命 命ス可シ 第三十二 十條
若シ犯人ノ 所有シ又ハ 借受ケシ場 所ニ於テ此 輕罪ヲ犯シ タル時ハ六 月ヨリ少カ ラス一月ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可シ	サレ時間禁 錮ノ刑ニ處 セラル可シ 何レノ場合 ニ於テモ罪 ヲ破壞シテ 此輕罪ヲ犯 セシ時ハ其 刑中ノ至重 タル時ハ六 月ヨリ少カ ラス一月ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可シ	ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	ラレ且十六 「フランク」 ヨリ少カラ スニ百「フ ランク」ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	ヨリ少カラ スニ五百「 フランク」 ヨリ多カラ サル罰金ノ 言ヲ受テ可 シ	セラレ且百 「フランク」 ヨリ少カラ スニ千「フ ランク」ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	守人又ハ名 義ノ如何ヲ 問ハス警察 官更此一章 ニ記シタル 輕罪ヲ犯セ シ時ハ其犯 人ヲ禁錮ス ル期限一月 ヨリ少カラ スニ五年ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	或ハ物ヲ載 スル用ニ供 ス可キ獸類 又ハ牛羊山 羊豚又ハ池 沼ニ養フ魚 ニ毒物ヲ與 ヘシ者ハ一 年ヨリ少カ ラス五年ヨ リ多カラサ ル罰金ノ言 ヲ受テ可 シ	カラス五年 ヨリ多カラ サル時間政 府ノ監察ヲ 受ケシムル ヲ得可シ	カラス五年 ヨリ多カラ サル時間政 府ノ監察ヲ 受ケシムル ヲ得可シ	凡官吏ノ命 命ス可シ 第三十二 十條	凡官吏ノ命 命ス可シ 第三十二 十條	凡官吏ノ命 命ス可シ 第三十二 十條



















魯西亞十五	魯西亞十六	魯西亞十七	魯西亞十八	魯西亞十九	魯西亞二十	魯西亞廿一	魯西亞廿二	魯西亞廿三	魯西亞廿四	魯西亞廿五	魯西亞廿六	魯西亞廿七
ニ於テハ...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...	ハ發賣ノ證...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

魯西亞廿八	魯西亞廿九	魯西亞三十	魯西亞卅一	魯西亞卅二	魯西亞卅三	魯西亞卅四	魯西亞卅五	魯西亞卅六	魯西亞卅七	魯西亞卅八	魯西亞卅九	魯西亞四十
ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...	ハ不正ヲ以...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...



魯西亞四十一	印度三	印度三	印度四	印度五	印度六	印度七	印度八	印度九	印度十
ル者及ヒ缺 罌及ヒ不正 アルカ爲メ ニ賦ノ官廳 ノ監察及ヒ 贖買ヲ受ケ タル者ハ其 罪科ノ輕重 ニ依リ一年 或ハ二年及 ヒ三年或ハ 永ク罰禁術 ヲ實行スル ノ權利ヲ剝 奪ス	贈金入獄ヲ 兩用シテ之 ヲ罰ス可シ 第三十七 ニ賦ノ官廳 ノ監察及ヒ 贖買ヲ受ケ タル者ハ其 罪科ノ輕重 ニ依リ一年 或ハ二年及 ヒ三年或ハ 永ク罰禁術 ヲ實行スル ノ權利ヲ剝 奪ス	知リナカラ 一種ノ醫藥 ヲ別種ノ醫 藥トシテ賣 ル者ハ其 罪科ノ輕重 ニ依リ一年 或ハ二年及 ヒ三年或ハ 永ク罰禁術 ヲ實行スル ノ權利ヲ剝 奪ス	傷ヲ生スル ニ至ルカ如 キノ所爲ヲ 行ヒ又ハ知 リナカラ或 ハ故意ニ ハテシテ 我所持ノ毒 物ノ人命ヲ 危クシ又ハ 他人ヲ傷害 スルノ思ヲ 防カサル者 ハ該人ニ對 シテ三個月 至六個月ノ 禁錮ニ付テ 罰金ニ處ス ル可シ	シテハ初回 以上ノ罰金 ニ處スルコ トヲ以テ再 犯ニ於テハ 再犯ニ於テ ハ其罰金 ノ額ニ對シ テ再犯ノ回 數ニ依リ再 犯ノ罰金 ノ額ヲ倍ス ル可シ	又ハ混同物 ニシテ其成 分不正或ハ 其功効ヲ損 害シ又ハ自 己ノ健康ニ 害ヲ及ボス 者ハ其罪科 ノ輕重ニ依 リ一年以下 ノ禁錮ニ付 テ罰金ニ處 スル可シ	其初回ニ於 テハ一週間 禁錮ニ處ス ル可シ再犯 ニ於テハ再 犯ノ回數ニ 依リ禁錮ノ 期間ヲ倍ス ル可シ	其罪科ノ輕 重ニ依リ再 犯ノ回數ニ 依リ禁錮ノ 期間ヲ倍ス ル可シ	其罪科ノ輕 重ニ依リ再 犯ノ回數ニ 依リ禁錮ノ 期間ヲ倍ス ル可シ	其罪科ノ輕 重ニ依リ再 犯ノ回數ニ 依リ禁錮ノ 期間ヲ倍ス ル可シ

印度十一	印度十二	印度十三	印度十四	印度十五	印度十六	印度十七	印度十八	印度十九	印度二十	印度廿一
月以下ノ重 禁錮ニ處ス 第三十五 十五條 爾他該販賣 者苛酷刑ニ 處セラル可 キ犯罪ニ於 テハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	ナ毒品ト同 シク禁止セ ルヲ販賣ス ル者ハ之 ヲ違式罪ト ス凡這の違 式罪ニシテ 殊ニ下條ニ テハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	販賣店ヲ構 ル者及リニ 業禁止ノ刑 ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	及ハハ本當 業禁止ノ刑 以下ノ重禁 錮ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	ルルハ違式 罪トシ其罰 金ニ處ス 第三百六 十四條 販賣店ヲ構 ル者及リニ 業禁止ノ刑 以下ノ重禁 錮ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	第三百六 十六條 販賣店ヲ構 ル者及リニ 業禁止ノ刑 以下ノ重禁 錮ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	第三百六 十七條 販賣店ヲ構 ル者及リニ 業禁止ノ刑 以下ノ重禁 錮ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	第三百六 十八條 販賣店ヲ構 ル者及リニ 業禁止ノ刑 以下ノ重禁 錮ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	第三百六 十九條 販賣店ヲ構 ル者及リニ 業禁止ノ刑 以下ノ重禁 錮ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	第三百六 二十條 販賣店ヲ構 ル者及リニ 業禁止ノ刑 以下ノ重禁 錮ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ	第三百六 廿一條 販賣店ヲ構 ル者及リニ 業禁止ノ刑 以下ノ重禁 錮ニ處ス 第三百六 十三條 毒販賣中 注意ノ規則 ヲ失セスト ハ其罰金 ヲ擱ケサル 品爾他諸器 械成テ沒收 シ若シ外國 人ナルトハ 全曉國賊 外ニ追放ス 可シ 第三百六 十一條 公然官許 ルニ非スシ テ藥名其他 或ハ毒物ノ 某種類若ク ハ法令ニ於 テ



日本	第三百五十五條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス
佛蘭西	
獨逸	
埃及	
伊太利	
白耳義	
英吉利	
魯西亞	第八百六十九條 前文第八百六十六條ヨリ第八百六十八條ニ至ルノ各條ニ揭載シタル違罪ヨリシテ人ヲ死セシムルノ場合ニ於テハ其罪人此前文ニ定メタル贖金及ヒ刑罰ニ處セラル、ノ外若シ其者聖教人ナルハ其僧管廳ノ處分ニ依テ寺院ノ懺悔ニ處ス
瑞典	
印度	
清	
普魯士	
埃地利	第三百六十九條 若シ及前條ノ如キ不注意ヨリシテ毒品他劑ト變換シ依テ某甲死ニ至ルカ或ハ身體ニ重キ害傷ヲ蒙ルハ該不注意ノ罪第三百三十五條ニ依テ判セラレ可シ

私ニ醫業ヲ爲ス罪

日本	第二百五十六條 官許ヲ得シテ醫業ヲ爲シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
佛蘭西	
獨逸	
埃及	附錄 第二百三十四條 何人ニ限ラズ免許狀ヲ得ヌ製藥店ヲ開キシ者ハ埃及ノ貨幣「リール」ヨリ不少五十「リール」ヨリ不多罰金ヲ言渡サル可シ
伊太利	
白耳義	
英吉利	
魯西亞	第八百七十六條 政府ヨリ給料ヲ受ル所ノ醫師產科醫或ハ産婆ニシテ己カ監視ニ委任サレタル都會郡邑或ハ管轄ニ在ル貧究人ヨリ己カ勞力ノ代リニ拂金ヲ受テスル者又ハ貧究ナラサル者ヨリ法律ニ確定シタルヨリ多ク拂金ヲ受テスル者初度ニ於テハ嚴罰ニ處テ再度ニ於テハ己ノ職業
瑞典	
印度	
清	
普魯士	
埃地利	第三百四十三條 儿醫ノ學術ヲ治メヌ又公然官許ヲ得テ内科外科ノ醫術ト成ルニ非スシテ擅ニ之ヲ營業トシ殊ニ又人體電氣ノ作用及ヒ醫藥劑ヲ用ヒシ者ハ之ヲ違式トシ禁獄ニ處ス可シ但シ其陰密營業ヲ爲セシ時間ノ長短及ヒ其害傷ヲ加ヘシ大小ニ從テ一月以上六月以下ノ重



























魯西亞二	魯西亞三	清	二
ヨリ不多 金ニ處ス 第七十條	ノ編入ニ處ス 第七十條	俱ニ枷號兩 個月杖一百 偶然會聚シ 場ヲ開キ窩 賭スル者ハ 各枷號三箇 月杖一百	
禁制不禁制 ノ博戲ニ假 造ノ骨牌骨 子等ヲ用ヒ 又ハ酒或ハ 毒ヲ與ヘ又 ハ骨牌骨子 ヲ配換又ハ 欺替シ總テ 勝ヲ得ン爲 メニ詐欺ス ル者ハ身体 及ヒ族位ニ 屬シタル特 權全部ノ剝 奪及ヒ刑法 第三十一條 第五等ニ依 テ西比利住 所ノ放流或 ハ懲囚隊内			

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利	
第二百六十二條	第四百十條		第三百十七條		附錄 第三百一		附錄 第九百九十二條			附錄			
財物ヲ竊集シ富強ヲ設ケテ利益ヲ獲倖スルノ業ヲ興行シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス	允許セサル富強ヲ設ケ又ハ支配世話ヲナセル者ハ二月ヨリ不少六月ヨリ不多禁錮且百フランクヨリ不少六十フランクヨリ不多罰金ヲ科ス該犯ハ五年ヨリ不少十年ヨリ不多第四十二條ニ記セル權利ヲ行フヲ禁ス富ニ用ヒタル金銀証券家具及ヒ場		官許ヲ受ケス富強ヲ設ケタル者ハ一月ヨリ不少六月ヨリ不多禁錮且百「ヒアスト」ヨリ不少五千「ヒアスト」ヨリ不多罰金ニ處ス開列ノ財貨動産ハ官沒ス眞ノ仁恤ノ爲メ設ケタル者ハ此條ヲ用ヒス		附錄 第三百一 條 凡圖ヲ用ヒテ人ニ利ヲ圖ラシムルヲ賑給票ト云フ 第三百二 條 凡官許ナク賑給票ヲ施行スル發行官主人等ハ皆八月ヨリ三月迄ノ獄ニ處シ五十「フランク」ヨリ三千「フランク」ノ罰金ヲ命ラシムルニ處シ之ノ罰金ヲ命ヘタル物品ハ官沒ス不動産ヲ賭		附錄 第九百九十二條 富強ヲ爲スニ方リ詐欺ヲ爲ス者ハ博戲ニ於テ詐僞ヲ爲スニ付刑法第三百六十七條ニ定メタル罰ニ處ス				附錄 賭博條例 凡旗人抓金錢會ヲ聚集スル有ル者意ヲ起シ懲約スル人ヲ以テ濫制律ニ照シテ杖一百會ニ入ル者ハ爲從律ニ照シ一等ヲ減シテ杖九十 閩省花會犯ヲ經獲スルニ意ヲ起シ首ト爲ル者ヲ照明シ造寶賭具例ニ照シテ送還ニ充テ其夥同開設機關シテ入ヲ糾		











魯西亞十六	魯西亞十七	魯西亞十八	魯西亞十九	魯西亞二十	魯西亞廿一	魯西亞廿二	魯西亞廿三	魯西亞廿四	魯西亞廿五	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
條	條	條	條	條	條	條	條	條	條	條	條	條
公場ニ於テ	限ナク四箇	物品ノ請願	少三週間	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
上テ或ハ聖	月ヨリ不少	販賣或ハ其	販賣或ハ其	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
人ヲ非議シ	八箇月ヨリ	テ傳播スル	テ傳播スル	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
又ハ宗教及	不多亦遺治	者ハ前文第	者ハ前文第	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
ヒ魯教ヲ誹	合内禁錮ニ	百七十七條	百七十七條	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
誹スル者若	處ス	ニ確定シタ	ニ確定シタ	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
シ神聖ヲ侮	或ハ四箇月	ル上帝ヲ誹	ル上帝ヲ誹	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
辱スルノ故	ヨリ不少一	ニシテ若シ	ニシテ若シ	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
意ナク只無	年四箇月	然レモ若シ	然レモ若シ	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
知無學或ハ	リ不多禁錮	四條	四條	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
過飲ニ山テ	ニ處ス	何等ノ惡謀	何等ノ惡謀	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
ノミ之ヲ爲	第百八十	ナク及ヒ聖	ナク及ヒ聖	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
シタルノ證	三條	教或ハ魯教	教或ハ魯教	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
アルトハ此	神聖ノ尊重	略ヲ以テ魯	略ヲ以テ魯	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
刑法第五十	ナルヲ慫慂	教或ハ魯教	教或ハ魯教	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
條ニ原キ特	スルノ故意	無知或ハ無	無知或ハ無	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
權限分ノ制	ヲ以テ邪謬	ノ回テ魯教	ノ回テ魯教	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
奪ヲ以テハ	ス可キ罪ニ	大教或ハ其	大教或ハ其	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
箇月ヨリ不	摸寫シ罰金	他ノ聖教ニ	他ノ聖教ニ	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
少一年四箇	シ彫刻シ或	非サル宗旨	非サル宗旨	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
月ヨリ不多	ハ禁錮シタ	ニ或ル者ヲ	ニ或ル者ヲ	及八十年	ル者ハ被戒	以テ其子ヲ	全部ノ制	教ニ入ル者	後見ヲ決定	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八
魯西亞廿九	魯西亞三十	魯西亞卅一	魯西亞卅二	魯西亞卅三	魯西亞卅四	魯西亞卅五	魯西亞卅六	魯西亞卅七	魯西亞卅八	魯西亞卅九	魯西亞四十	魯西亞四十一

魯西亞廿九	魯西亞三十	魯西亞卅一	魯西亞卅二	魯西亞卅三	魯西亞卅四	魯西亞卅五	魯西亞卅六	魯西亞卅七	魯西亞卅八	魯西亞卅九	魯西亞四十	魯西亞四十一
ル後見人モ	分ノ制奪及	其故意ヲ去	悔ヲ爲サシ	ニモ過セザ	尊及八箇	ハ位及ヒ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
亦其同罰ニ	ヒ一年四箇	ラシムルヲ	カシメ或ハ	ルニ於ルカ	月ヨリ不少	之ト附從シ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
處シ且其後	月ヨリ不少	カメス及ヒ	カシメ或ハ	ルニ於ルカ	月ヨリ不少	之ト附從シ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
見ヲ免セラ	二年ヨリ不	其故意ノ成	聖書ヲ誹	如ク嚴罰ニ	ヨリ不多禁	罰金ニ處ス	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
ル可シ	多懲治合内	ルヲ妨礙セ	シメ又ハ魯	處ス	獄ニ處ス	第百九十	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
第百九十	ス	ノ禁錮ニ處	教人ノ子ニ	第百九十	但シ其後ニ	六條	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
一條	ス	ニ加フル	ケシムル他	從令引誘ス	ヲ受ク	第百九十	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
好シテ魯教	之ニ加フル	關スル何等	ノ聖教ノ傳	ルノ故意ナ	五條	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
ニ來附スル	ニ各場合ニ	ノ懲罰ヲ爲	ハ初度ニ	シト雖モ幼	第百九十	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
ヲ妨礙スル	於テ其罪人	サハル者ハ	於テハ六箇	年留ニ魯教	外國聖教ノ	ル傳教及ヒ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
ニ就テハ二	ニハ魯教人	三日ヨリ不	於テハ六箇	年留ニ魯教	外國聖教ノ	ル傳教及ヒ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
箇月ヨリ不	ノ居ル已レ	少三箇月	於テハ六箇	年留ニ魯教	外國聖教ノ	ル傳教及ヒ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
少四箇月	カ所有地ヲ	リ不多拘留	於テハ六箇	年留ニ魯教	外國聖教ノ	ル傳教及ヒ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
リ不多禁錮	管理スルヲ	ニ處ス	於テハ六箇	年留ニ魯教	外國聖教ノ	ル傳教及ヒ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
ニ處ス	禁止ス可シ	之ニ加フル	於テハ六箇	年留ニ魯教	外國聖教ノ	ル傳教及ヒ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
然レモ若シ	第百九十	ニ若シ其者	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
魯教ニ傳宗	二條	魯教ヲ奉ス	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
スルヲ妨礙	妻子上レカ	ルトハ寺院	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
センカ爲メ	律上已レカ	ノ懺悔ニ處	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
ニ劫道竊	監護及ヒ注	ス	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
或ハ暴行ヲ	意ヲ受ク可	第百九十	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
用ヒタルト	キ者カ魯教	三條	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
ハ此刑法第	三背離スル	知テ魯教人	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
五十條ニ原	ノ故意アリ	ニ已レカ儀	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ
キテ特權	シテ知テ	式ヲ以テ	テハ僧侶ノ	ニ於テ證	臣民ヲ已レ	ハ族權全部	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ	「ザカフカ











日本 第二百六十五條	佛蘭西 第三百六十八條	獨逸 第三百六十條	埃及 第二百六十五條	伊太利 第四百五十三條	白耳義 第二百三十三條	英吉利 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	瑞典 第二百三十三條	印度 第二百三十三條	度清 第二百三十三條	普魯士 第二百三十三條	埃地利 第二百三十三條
墳墓ヲ發掘シテ棺槨又ハ死屍ヲ見ハシタル者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

佛蘭西 第二百六十五條	佛蘭西 第三百六十八條	白耳義 第二百六十五條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條	魯西亞 第二百三十三條
墳墓ヲ發掘シテ棺槨又ハ死屍ヲ見ハシタル者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス	墳墓ニ暴行ヲ加ヘシ者ハ三月ヨリ少カラズ一年ヨリ多クハ二年以下ノ禁錮ニ處ス















魯西亞四十七	魯西亞四十八	魯西亞四十九	魯西亞五十	魯西亞五十一	魯西亞五十二	魯西亞五十三	魯西亞五十四	魯西亞五十五	魯西亞五十六	魯西亞五十七	魯西亞五十八	魯西亞五十九	魯西亞六十
第千二百一	第千二百二	第千二百三	第千二百四	第千二百五	第千二百六	第千二百七	第千二百八	第千二百九	第千二百十	第千二百十一	第千二百十二	第千二百十三	第千二百十四
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

魯西亞六十一	魯西亞六十二	魯西亞六十三	魯西亞六十四	魯西亞六十五	魯西亞六十六	魯西亞六十七	魯西亞六十八	魯西亞六十九	魯西亞七十	魯西亞七十一	魯西亞七十二	魯西亞七十三	魯西亞七十四	魯西亞七十五	魯西亞七十六	魯西亞七十七	魯西亞七十八	魯西亞七十九	魯西亞八十
第千二百十五	第千二百十六	第千二百十七	第千二百十八	第千二百十九	第千二百二十	第千二百二十一	第千二百二十二	第千二百二十三	第千二百二十四	第千二百二十五	第千二百二十六	第千二百二十七	第千二百二十八	第千二百二十九	第千二百三十	第千二百三十一	第千二百三十二	第千二百三十三	第千二百三十四
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...







魯西亞百一	魯西亞百二	魯西亞百三	魯西亞百四	魯西亞百五	魯西亞百六	魯西亞百七	魯西亞百八	魯西亞百九	魯西亞百十
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

魯西亞百十一	魯西亞百十二	魯西亞百十三	魯西亞百十四	魯西亞百十五	魯西亞百十六	魯西亞百十七	魯西亞百十八	魯西亞百十九	魯西亞百二十
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...







佛蘭西二	埃及二
リ不少三月 ヨリ不多禁 働産不動産 細ノ刑ニ處 セラル且百 「フランク」 ヨリ不少五 千「フラン ク」ヨリ不 多罰金ノ言 渡ヲ受ク可 シ 踏遺又ハ契 約ニ因リ價 ヲ附クル者 ノ其罪當ノ 場所ニ至ル ヲ止メシメ シ者ハ同上 ノ刑ニ處セ ラル可シ	働産不動産 細ノ刑ニ處 セラル且百 「フランク」 ヨリ不少五 千「フラン ク」ヨリ不 多罰金ノ言 渡ヲ受ク可 シ 踏遺又ハ契 約ニ因リ價 ヲ附クル者 ノ其罪當ノ 場所ニ至ル ヲ止メシメ シ者ハ同上 ノ刑ニ處セ ラル可シ

四百五十

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利	
第二百六 十九條 偽計又ハ威 力ヲ以テ農 工ノ業ヲ妨 害シタル者 ハ亦前條ニ 同シ	第四百十 四條 千八百六十 四年五月二 十五日如左 改ム 暴行脅迫偽 計ヲ以テ強 テ工下ノ雇 賃ヲ昂低セ ント爲メタ メ又ハ製造 工ヲ自由山 ニ行フノ妨 ラ爲メタメ 一時ニ製造 工作ヲ停止 セシメ或ハ 停止セシメ ント試爲シ 又ハ其停止 ヲ久シカラ シメ或ハ久 シカラシメ ント試爲シ	第二百二十 三條 他人ニ屬ス ル住所職業 場園内又公 場ノ爲メニ 設ケタル場 所ヲ非理ニ 又故ナク其 内ニ入りタ ルニ因リ其 權アル人 ニ行フノ妨 （家主地主 及ヒ官吏ヲ ラ爲メタメ 一時ニ製造 工作ヲ停止 セシメ或ハ 停止セシメ ント試爲シ 又ハ其停止 ヲ久シカラ シメ或ハ久 シカラシメ ント試爲シ	第三百十 四條 工作者或ハ 其受入ニ 屬スル技術 ノ物品或ハ 歌謡ノ書ヲ 偽造シ又ハ 規則ニ循ヒ 製造者ノミ ニ屬ス可キ 製造記號ヲ 偽造シタル 者ハ亦五百 「ピアスト ル」ヨリ不 少一萬「ピ アストル」 ヨリ不多罰 金ヲ言渡サ ル可シ			第八百三 十條 因テ重罪ニ 該ル罪ヲ犯 サント欲シ 或ハ捕吏ノ 已レヲ捕獲 セントスル ヲ抵防セン 爲メニ之ヲ 侵襲シ或ハ 諸工商人等 ノ業徒ヲ糾 連シテ雇工 賃銀若クハ 物價ヲ上直 ニセシメヨ テ同意セサ ル者ヲ侵襲 スル者ハ並 ニ輕罪ニ坐 シ二年ノ入 獄ニ處シ若 クハ若役ヲ 加フ	附錄 第一千三 百八十五條 若シ或人ハ 允許ヲ得ル 所ノ都會或 ハ郡邑ニ於 テセシメテ 金銀細工ノ 職業ヲ営ム ハハ斯ノ如 キ營業ニ關 スル法律上 ノ證書ヲ有 セサル者ノ 如ク處分セ ラル可シ （第一千三 百九十三條） 若シ或人ハ 第八十六條 ノ若シ金銀ノ 製造人及ヒ 商人並ニ 製造シタル 品物又ハ品 箱又ハ包等 ニ其製造人 ニ非サル名 ヲ記シ又ハ 製造シタル 品物又ハ品 箱又ハ包等 ニ其製造人 ニ非サル名 ヲ記シ又		附錄 第四百七 十八條 品物雜業ノ 製造スル所 或ハ其時或 ハ其所ニ於 テ製造スル 所ニ係ル或 ハ其品質如 何ヲ表スル カ爲メニ用 フル記號ヲ 商號ト云フ 第四百八 十條 品物又ハ品 箱又ハ包等 ニ其製造人 ニ非サル名 ヲ記シ又ハ 製造シタル 品物又ハ品 箱又ハ包等 ニ其製造人 ニ非サル名 ヲ記シ又				

四百五十一















魯西亞廿八	埃地利二	埃地利三	埃地利四	埃地利五
ラ(第三 百二十九條 以下)	十一條中 ニ掲載セ ル條稅ハ 自今廢止 ス 第二條 授 業者(家 業人主長 製造所職 山製鍊勤 農自他諸 様ノ職業 發起人 等)互ニ 相謀テ工 事ヲ中止 シ或ハ備 夫ヲ放チ 以テ其給 料ヲ減下 シ其他總 テ備丁不 利ノ取極 メヲ爲シ 或ハ又之	ニ反シテ 受業者 (手職人 ノ弟子手 代僕婢其 他傭夫) 互ニ相約 シテ其服 業ヲ中止 シ以テ其 給料ノ増 加其他總 テ自己ノ 利得ヲ要 スル者併 ニ右兩黨 ノ一ニ荷 擔シテ之 ヲ保護シ 其約ニ叛 カサラン メントス ルノ一致 定約等ハ 未タ刑法	上ニ於テ 其罪ヲ論 ス可ラス 第三條 然 レモ第二 條ニ記載 セル取極 メノ一ヲ 遵守シ之 ヲ弘衍シ 或ハ強テ 施行セン ト欲シ授 業者若ク ハ受業者 ノ其業ヲ 授受スル ニ對シ自 由ノ決定 ヲ妨ケ恐 嚇若クハ 強威ヲ用 ヒシトハ 其所業尙 ホ未タ嚴	刑ニ觸レ サルニ於 テハ懲式 罪トシハ 月以上三 月以下ノ 禁獄ニ處 メ可シ 第四條 其 他傭人 相謀テ其 製造物ヲ 騰貴セシ メン爲メ 第二條及 ヒ第三條 ノ如キ所 業ヲ爲ス モ亦右兩 條ノ規則 ニ從テ之 ヲ處ス可 シ

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
第二百七 十一條 雇主其雇賃 ヲ減シ又ハ 農工業ノ景 況ヲ變スル 爲メ雇人及 ヒ他ノ雇主 ニ對シ僞計 威力ヲ以テ 妨害ヲ爲シ タル者ハ亦 前條ニ同シ							第千三百 五十九條 若シ製造場 主ハ其製造 場ノ役夫ト 約定シタル 時間ヲ終ラ サル前ニ其 役夫ノ賃金 ヲ擅ニ低減 シ又ハ其賃 金ノ代リニ 商品麥穀或 ハ其他ノ物 件ヲ之レニ 受領セシム ルトハ百 「ルーブル」 以上三百 「ルーブル」 以下ノ贖金 ニ處ス 而シテ其贖 金ノ外之カ 爲メニ役夫					







佛蘭西二	佛蘭西三	佛蘭西四	埃及二	埃及一	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
ヲ用ヒ商品 紙幣國債證 票ノ價ヲ買 易ノ自由ニ 因リ相競フ テ自然ニ定 マル可キ價 ヨリ更ニ低 昂セシメタ ル者ハ一月 ヨリ不少一 年ヨリ不多 禁錮ノ刑ニ 處セラレ且 五百「フラ ンク」ヨリ 不少一萬 「フランク」 ヨリ不多罰 金ヲ科ス 又其犯人ハ 裁判所ノ言 渡ヲ以テ二 五年ヨリ不 少二萬「フ	多政府ノ監 察ヲ受ケシ ムルコトヲ得 可シ 第四百二 十條 若シ穀物及 ヒ粗悪ノ穀 物又ハ穀粉 及ヒ諸般ノ 粉ト爲ス可 キ物又ハ粉 包葡萄酒及 ヒ其他ノ飲 料ニ付キ前 條ニ記シタ ル罪ヲ犯セ シ者ハ二月 ヨリ不少二 年ヨリ不多 禁錮ノ刑ニ 處セラレ且 千「フラン ク」ヨリ不 少二萬「フ	ランク」ヨ リ不多罰金 ヲ科ス 又其犯人ハ 五年ヨリ不 少十年ヨリ 不多政府ノ 監察ヲ受ケ シムコトヲ得 可シ	商品紙幣國 債證券ノ價 ヲ貿易ノ自 由ニ由リ相 競フテ自然 ニ定マル可 キ價ヨリ更 ニ低昂セシ メタル者ハ 一月ヨリ少 カラス一年 ヨリ多カラ サル時間禁 錮ノ刑ニ處 セラレ且五 百「ピアス トル」ヨリ 不少一萬 「ピアスト ル」ヨリ不 多罰金ヲ言 渡サル可シ 第三百十 條 若シ肉類類	包蘇石炭及 ヒ其他必要 品ニ付キ前 條ニ記スル 詐計ヲ行フ タル時ハ前 條ノ刑ヲ倍 スルコトヲ得 可シ			凡大臣ノ樞 機ニ干預シ テ國事ヲ濫 政スル者ハ 上議事院ニ 於テ之ヲ糾 彈シ大臣廢 職ニ坐シ 政罪ニ坐シ 止メ死罪ヲ 免スノ外追 放罰金入獄 等上議事院 ノ商確スル 所ニ依テ處 斷シ更ニ其 終身ヲ除名 ス 若シ監守者 其科欲スル 所ノ責稅ヲ 以テ文策及 ヒ批廻ヲ那 移捏造シ因 テ已ニ入ル ハ者ハ那移	第三百廿 九條 帝ノ署名ア ル勅書及ヒ 命令書或ハ 命令書或ハ 定規ヲ以テ 頒布ス可キ 勅書及ヒ命 令書ヲ已レ 令書ヲ已レ 免スノ外追 放罰金入獄 等上議事院 ノ商確スル 所ニ依テ處 斷シ更ニ其 終身ヲ除名 ス 若シ監守者 其科欲スル 所ノ責稅ヲ 以テ文策及 ヒ批廻ヲ那 移捏造シ因 テ已ニ入ル ハ者ハ那移					

官吏公  
益ヲ害  
スル罪

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利	
第二百七 十三條 官吏其管掌 ニ係ル法律 規則ヲ公布 施行セヌ又 ハ他ノ官吏 ノ公布施行 ヲ妨害シタ ル者ハ二月 以上六月以 下ノ輕禁錮 ニ處シ十圓 以上五十圓 以下ノ罰金 ヲ附加ス	第二百二十 六條 官吏故ラニ 退職シテ裁 判ノ執行又 ハ公務ノ成 就ヲ妨ケ或 ハ阻止セン ト欲シ又ハ 之ヲ妨ケ或 ハ阻止シタ ル時ハ職務 ノ權限ノ罪ア リト爲シ公 懲罰ノ刑 ニ處ス可シ 第三百六十 六條 官吏其職務 ヲ行フニ就 キ犯セシ所 ノ重罪ヲ名 ケテ濫職ノ 罪ト云フ 第三百六十					凡大臣ノ樞 機ニ干預シ テ國事ヲ濫 政スル者ハ 上議事院ニ 於テ之ヲ糾 彈シ大臣廢 職ニ坐シ 政罪ニ坐シ 止メ死罪ヲ 免スノ外追 放罰金入獄 等上議事院 ノ商確スル 所ニ依テ處 斷シ更ニ其 終身ヲ除名 ス 若シ監守者 其科欲スル 所ノ責稅ヲ 以テ文策及 ヒ批廻ヲ那 移捏造シ因 テ已ニ入ル ハ者ハ那移	第三百廿 九條 帝ノ署名ア ル勅書及ヒ 命令書或ハ 命令書或ハ 定規ヲ以テ 頒布ス可キ 勅書及ヒ命 令書ヲ已レ 令書ヲ已レ 免スノ外追 放罰金入獄 等上議事院 ノ商確スル 所ニ依テ處 斷シ更ニ其 終身ヲ除名 ス 若シ監守者 其科欲スル 所ノ責稅ヲ 以テ文策及 ヒ批廻ヲ那 移捏造シ因 テ已ニ入ル ハ者ハ那移						



佛蘭西二	英吉利三	魯西亞二	魯西亞三	魯西亞四	魯西亞五	魯西亞六	魯西亞七	魯西亞八	魯西亞九	魯西亞十	魯西亞十一
七條 法律上ニテ 別段重キ刑 ヲ定メサル 潛職ノ罪ハ 公權制奪ノ 刑ニ處ス 第百六十 八條 官吏職權ヲ 犯シタルノ ミニテハ瀆 職ノ罪アリ トス可ラス	官金罪ヲ以 テ輕罪ニ坐 シ判事ノ決 定スル所ハ 年限ニ依テ 入獄シ更ニ 終身ヲ除名 ス	ハ命令書ヲ 履行セサル ハ族權全 部ノ剝奪及 シ十年ヨリ 少十二年 ヨリ不多城 塞懲役ニ處 ス 第三十三 十條 元老院ノ命 令書ヲ履行 セサルニ就 キ若シ其罪 人タル官人 スノ如キ命 令書ヲ受ケ シ後之ヲ廢 行セサル事 故アルノ明 解書ヲ期限 中ニ呈出セ サルハ退 職或ハ除官 ニ處ス	前文第三向 三十條及ヒ 第三十三 一條ニ掲載 シタル命令 書或ハ規則 書ヲ利欲或 ハ其他ノ目 的ヨリ故意 ニ以テ履行 セサルハハ 其罪人亦事 リ身體及ヒ 族位ニ屬シ タル特權全 部ノ剝奪ヲ 以テ此刑法 第三十一條 ノ第三等ニ 依リ西比利 住所ノ放逐 ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ	族權全部ノ 剝奪及ヒ西 比利諸所ノ 放逐ニ處ス 第三十三 條ノ規則ニ 原キテ同上 ノ罰ニ處ス 第三十三 條 命令書ヲ履行 セサルニ就 キ特權或ハ 職權ノ明 定セラレタ ルハ其罪 人前文第三 十九條 ノ第三等 ノ罰ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ	族權全部ノ 剝奪及ヒ西 比利諸所ノ 放逐ニ處ス 第三十三 條ノ規則ニ 原キテ同上 ノ罰ニ處ス 第三十三 條 命令書ヲ履行 セサルニ就 キ特權或ハ 職權ノ明 定セラレタ ルハ其罪 人前文第三 十九條 ノ第三等 ノ罰ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ	族權全部ノ 剝奪及ヒ西 比利諸所ノ 放逐ニ處ス 第三十三 條ノ規則ニ 原キテ同上 ノ罰ニ處ス 第三十三 條 命令書ヲ履行 セサルニ就 キ特權或ハ 職權ノ明 定セラレタ ルハ其罪 人前文第三 十九條 ノ第三等 ノ罰ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ	族權全部ノ 剝奪及ヒ西 比利諸所ノ 放逐ニ處ス 第三十三 條ノ規則ニ 原キテ同上 ノ罰ニ處ス 第三十三 條 命令書ヲ履行 セサルニ就 キ特權或ハ 職權ノ明 定セラレタ ルハ其罪 人前文第三 十九條 ノ第三等 ノ罰ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ	族權全部ノ 剝奪及ヒ西 比利諸所ノ 放逐ニ處ス 第三十三 條ノ規則ニ 原キテ同上 ノ罰ニ處ス 第三十三 條 命令書ヲ履行 セサルニ就 キ特權或ハ 職權ノ明 定セラレタ ルハ其罪 人前文第三 十九條 ノ第三等 ノ罰ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ	族權全部ノ 剝奪及ヒ西 比利諸所ノ 放逐ニ處ス 第三十三 條ノ規則ニ 原キテ同上 ノ罰ニ處ス 第三十三 條 命令書ヲ履行 セサルニ就 キ特權或ハ 職權ノ明 定セラレタ ルハ其罪 人前文第三 十九條 ノ第三等 ノ罰ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ	族權全部ノ 剝奪及ヒ西 比利諸所ノ 放逐ニ處ス 第三十三 條ノ規則ニ 原キテ同上 ノ罰ニ處ス 第三十三 條 命令書ヲ履行 セサルニ就 キ特權或ハ 職權ノ明 定セラレタ ルハ其罪 人前文第三 十九條 ノ第三等 ノ罰ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ	族權全部ノ 剝奪及ヒ西 比利諸所ノ 放逐ニ處ス 第三十三 條ノ規則ニ 原キテ同上 ノ罰ニ處ス 第三十三 條 命令書ヲ履行 セサルニ就 キ特權或ハ 職權ノ明 定セラレタ ルハ其罪 人前文第三 十九條 ノ第三等 ノ罰ニ處ス 又ハ重キ場 合ニ於テハ 九條ヨリ第 三百三十二 條ニ至ル各 條ノ規則ニ 入リタル 裁決ノ履行 ヲ以テ法律 上ノ主義ニ 原キ要求セ ラル、開案 ノ確認アル 下開書或ハ 命令書ナル ル期限中ニ 注意セシ シテ以テ其 書及ヒ其他 ノ職權又ハ 其者ノ勤務 帖ニ記載ス ルノ職權ニ

日本	佛蘭西	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	奧地利	
第二百七 十五條 官吏規則ニ 違背シテ商 業ヲ爲シタ ル者ハ二十 圓以上五百 圓以下ノ罰 金ニ處ス	第二百七 十條 兵隊ノ指揮 官又ハ一州 都府城塞ノ 指揮官州長 郡長ノ其職 務ヲ行フ可 キ權ヲ有ス ル地内ニ於 テ公ケノ所 行或ハ陰密 ノ所行ニ因 リ又ハ他人 ノ介入ヲ以 テ自己ノ私 有ノ地ニ產 シタル以外 ノ穀物及ヒ 粗悪ノ穀物 又ハ穀粉及 ヒ諸般ノ粉 ト爲ス可キ 物又ハ葡萄 酒及ヒ其他	第一百八 十條 官吏若シ已 レノ取扱或 ハ監督ヲ任 セラレシ大 小ノ事務ニ 付キ公然或 ハ陰密ニ自 ラ相謀ル業 ヲ爲シ或ハ 人ヲ介入シ テ之ヲ爲シ タル時又ハ 官命ヲ受ケ ス政府ノ算 計ノ爲メ物 品ヲ買入レ 或ハ物品ヲ 製作セシメ 或ハ其物品 ノ賣主若ク ハ其製作人 ト社ヲ結ビ シ時ハ其職				第四百八 十五條 官ノ企事或 ハ商賣ヲ處 分スル官署 ノ官吏若シ 禁制ニ反シ テ其官ノ企 事ニ山リ自 己ノ名或ハ 妻子ノ名ヲ 以テ又ハ其 他ノ代人ヲ 經テ官ト商 賣及ヒ契約 ヲ爲ストハ 職務上ノ詐 僞ニ就キ此 前文第三百 六十二條ニ 確定シタル 罰ニ處ス (第七十 一條) 第四百八 一條	第四百六 十條 官吏商業ヲ 營ムヲ禁セ ラレタル者 商業ヲ營ム ハ一年ニ止 ル無苦役ノ 入獄若クハ 罰金ニ處シ 又ハ入獄 金ヲ兩用シ テ之ヲ罰ス 第九條 官吏法ニ於 テ其物品ヲ 賣リ或ハ買 フヲ禁セラ レタル者其 物品ヲ賣リ 或ハ買フハ 二年ニ止ル 無苦役ノ入 獄若クハ罰					



佛蘭西二	埃及三	埃及四	魯西亞三	魯西亞三	魯西亞四	魯西亞五	魯西亞六	印度二
ノ飲料ヲ賣 買セシ時ハ 五百「フ シク」ヨリ 不少一萬 「フランク」 ヨリ不多罰 金ヲ言渡シ 且其賣買シ タル品物ヲ 政府へ沒收 ス可シ	任ノ輕重ヲ 問ハス其職 ヲ罷メラレ 且一年ヨリ 不少二年ヨ リ不多追放 ノ刑ニ處ス 若シ又官吏 右等ノ事務 ニ付キ自ラ 手數金ヲ受 取リ或ハ他 人ヲシテ之 ヲ受取ラシ メ又ハ官吏 貨幣ヲ引替 ニ付キ自ラ 其利ヲ得或 ハ他人ヲシ テ其利ヲ得 セシメタル 時ハ其職ヲ 罷メラル、 ノ外一年ヨ リ不少二年	ヨリ不多禁 錮ノ刑ニ處 セラレ又ハ 二年ヨリ不 少三年ヨリ 不多追放ノ 刑ニ處ス、 第百三十 一條 銀台租稅吏 長裁判役會 計吏地方行 政官吏其官 轄地内又ハ 其職權ヲ行 シ得可キ地 内ニ於テ公 然或ハ陰密 ニ法律上ノ 禁ニ背キ穀 物及ヒ其他 人民必須ノ 品物ヲ賣買 シ又ハ私賣 ス	十六條 已レカ奉職 ノ官署ニ於 テ結約ス可 キ請負及ヒ 供送ニ關ス ル賈入人ト ナルノ禁止 ヲ犯ス官吏 ハ官署ノ利 益ニ其者ノ 賈物ヲ沒收 セラル、ノ 外免職ニ處 ス	八ト貨幣ノ 約定ヲ爲シ タルトハ其 ノ官署ニ於 テ請負人及ヒ 供送人ハ其 約定ヲ爲シ タル金額ヨ リ多カラザ ル贈金ニ處 セラル但シ 贈金ハ官署 ノ利益ニ供 ス可シ、 而シテ其官 署ハ其贈金 ノ外除官署 ニ關ス、 第百零八 條 請負人或ハ 供送人ト約 定ヲ爲ス時 已レカ奉職 ノ官署ニ關 シテ官署ト 契約スル者 ニ官署ニ告 知セサルト ハ然リトス	第百零八 條 若シ封印シ タル報告書 ニ由テ商賣 ヲ爲ス可キ 所ニ其報告 書ヲ過速ニ 開封スル罪 人ハ表書ヲ 以テ秘密ニ 記印シタル 文書ヲ或人 ニ通告スル ニ就キ此節 交第百二 十三條ニ確 定シタル罰 ニ處ス、 第百九 條 前交第百 八十五條ヨ リ第百八 十九條ニ至	ルノ各條ニ 定メタル規 則ハ彼ノ官 署ニ奉職ス ル所ノ官吏 已レカ負擔 スル義務ニ 由テ商賣請 負及ヒ販賣 ノ時ニ在ル 所ノ官吏又 ハ此數事ヲ 履行スル官 署ノ事務ニ 加與スル所 ノ官吏ニ及 ホス可シ	金ニ處シ又 ハ賈金入獄 ヲ兩用シテ 之ヲ罰ス	

官吏人  
民ニ對  
スル罪

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	典印	度清	普魯士	埃地利
第二百七 十六條 官吏擅ニ威 權ヲ用ヒ人 ヲシテ其權 ヲ受ケシ者 利ナキ事ヲ 行ハシメ又 ハ其爲ス可 キ權利ヲ妨 害シタル者 ハ十一月以 上二月以下 ノ輕禁錮ニ 處シ二圓以 上二十圓以 下ノ罰金ヲ 附加ス	第二百四 十六條 官吏又ハ政 府ヨリ委任 ヲ受ケシ者 各人ノ自由 ニ對シ又ハ 一人及ヒ數 人ノ公權ニ 對シ又ハ憲 法ニ對シテ 阻礙ノ所爲 又ハ其妨害 トナル可キ 所爲ヲ命シ 或ハ行ヒシ 時ハ公權制 奪ノ刑ニ處 ス 然レモ命ヲ 奉ス可キ長 官ノ管轄タ ル條件ニ付 キ其長官ノ 命ニ因リ前											



佛蘭西二	項ノ罪ヲ犯シタル確證アル時ハ其犯人ノ刑ヲ免シテ命ヲ下シタル長官ヲ其刑ニ處ス	佛蘭西三	十七條ニ定メタル罰則ヲ受ケタル後猶其決定書中ニ記スル所ノ定期内ニ其所爲ヲ改ムルコトヲ肯セス又ハ之ヲ怠リテハ之ヲ意リタルニ於テハ追放ノ刑ニ處ス	佛蘭西四	時ハ其所爲ヲ止メシメ且其賠償ヲ爲シタル者ノ罪ヲ訴フ可シ若シ然ラザレハ宰相自ラ其罪ヲ受ケクモシ	佛蘭西五	損害ノ多寡トニ准シテ之ヲ定ム可シ但シ其償額ハ損害ヲ額ハ損害ヲ受ケタル人ノ身分ヲ問ハズ例レノ場合ニ於テモ枉ニ懲罰ヲ受ケシ日毎ニ二十五「フランク」ヨリ少キコトナカル可シ	佛蘭西六	ヒ其偽署シタルヲ知テ其書ヲ用ヒタル者至重ノ有期ノ徒刑ニ處ス	佛蘭西七	ヨリ出シタル命令ヲ行フ事ニ背キテ兵ヲ動シテ或ハ用フルコトヲ求メ或ハ之ヲ命シ又ハ兵ヲ動シ或ハ用フルコトヲ求メシメ或ハ之ヲ命セシメタルハ之ヲ命セシメタル時ハ徒刑場内ニ於テ使役スル刑ニ處ス	佛蘭西八	ヨリ出シタル命令ヲ行フ事ニ背キテ兵ヲ動シテ或ハ用フルコトヲ求メ或ハ之ヲ命シ又ハ兵ヲ動シ或ハ用フルコトヲ求メシメ或ハ之ヲ命セシメタルハ之ヲ命セシメタル時ハ徒刑場内ニ於テ使役スル刑ニ處ス	佛蘭西九	一 條 前條ニ記シタル命ヲ下シ又ハ求メラ爲シタルニ因リ第百八十八條及ヒ第百八十九條ニ記シタル刑ヨリ更ニ重キ刑ヲ以テ罰ス可キ重罪ヲ犯シタル時ハ其命ヲ下シ又ハ其求メラ爲シタル官吏ヲ其重罪ニ處ス可シ
------	---------------------------------------	------	--	------	--	------	--	------	-------------------------------	------	---	------	---	------	---

日本	第二百七十八條 逮捕官吏法 律ニ定メタル程式規則ヲ遵守セスシテ人ヲ逮捕シ又ハ不正ニ人ヲ監禁シタル者ハ十五日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二回以上二十回以下ノ罰金ヲ附加ス但監禁日數十日ハ之ヲ怠リ且其告訴ノ旨ヲ其長官ニ報告シタルノ證ナキ時ハ公權刺奪ノ刑ニ處セラレ且第	佛蘭西	第二百九十九條 行政又ハ司法警察ノ任ヲ受ケシ官吏犯人ヲ禁錮スル廠舎ヲ以テ之ヲ得シト求メケタル人ノ身分ト其時ノ状況及ヒ	獨逸		埃		伊太利		白耳義		英吉利		魯西亞		瑞典	第二百二十二條 官吏拘留監禁ヲ行フノ權アル者賄賂ニ因テ又ハ惡心ヲ以テ其法ニ背クヲ知り其權ヲ行フテ人ヲ拘留監禁スルハ七年ニ止ル各種ノ入獄若クハ贖金ニ處シ又ハ入獄罰金ヲ兩用シテ之ヲ罰ス	度清		普魯士		埃地利	
----	---	-----	---	----	--	---	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	----	---	----	--	-----	--	-----	--



佛蘭西二	佛蘭西三
百十七條ニ	著ニテスコ
記シタル所	ヲ承諾セサ
ノ償額ヲ言	ル時又ハ獄
渡サル可シ	金或ハ留置
第百二十	場中ニアル
條	犯人ノ姓名
獄舎及ヒ留	留ヲ警察官
置場ノ監守	吏ニテス事
人及ヒ其門	ヲ背ンセサ
監禁備狀收	ル時ハ入ヲ
監狀又ハ裁	枉ニ禁錮セ
判言渡書又	シ罪アル者
ハ政府ノ假	ト爲シ六月
ノ命令書ナ	ヨリ不少ニ
クシテ囚人	年ヨリ不多
ヲ収受シタ	禁錮ノ刑ニ
ル時又ハ檢	處セラレ且
事或ハ裁判	十六「アラ
役ノ禁制ア	ンク」ヨリ
ルヲ設セ	不少ニ百
ネシテ囚人	「アラシク」
ヲ警察官吏	ヨリ不多罰
或ハ其官吏	金ノ言渡ヲ
ノ命令書ヲ	受ク可シ
携ヘ來リシ	

日本	佛蘭西	獨逸	埃	及伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
第二百八										斷獄律		
十條										凌虐罪		
前二條ニ記										囚		
載シタル官										ルッ獄卒		
吏又ハ送送										非理ニ禁ニ		
者囚人ニ對										在テ罪囚ヲ		
シ飲食衣服										陵虐毆傷ス		
ヲ屏去シ其										ル者ハ八圍		
他苛刻ノ所										傷ニ依テ論		
爲ヲ施シタ										ス衣糧ヲ尅		
ル者ハ三月										減スル者ハ		
以上三年以										賤ニ計テ監		
下ノ重禁錮										守自盜ヲ以		
ニ處シ四箇										テ論ス囚ヲ		
以上四十箇										死ニ致ス者		
以下ノ罰金										ハ絞司獄官		
ヲ附加ス										典及提牢官		
囚テ囚人ヲ										知テ舉セサ		
死傷ニ致シ										ル者ハ與ニ		
タル時ハ毆										同罪死ニ至		
打創傷ノ各										ル者ハ一等		
本條ニ照シ										ヲ減ス		
一等ヲ加ヘ										條例		
重キニ從テ										一ルッ獄卒		
處斷ス										罪人隣家ノ		























埃及五	メバムヲ得 ス官吏又ハ 公務ニ任ス ル者ニ附選 又ハ約束ヲ 爲シ其務追 ノ原由止マ ル時直チニ 右ノ旨ヲ司 法官吏ニ報 告セサル者 ハ其附選又 ハ約束ノ爲 メ現ニ其益 ヲ得タルニ 於テハ之ヲ 賄賂ノ刑ニ 處スルヲ 得可シ然レ モ其者右ノ 時限ニ司法 官吏ニ報告 シタル時又 ハ其時限ノ 後ト雖モ賄	埃及六	賄ニ因リ現 ニ其益ヲ得 サル前ニ裁 判所ニ上告 シタル時ハ 其刑ヲ免ル 可シ	清三	ヲ以テ論ス 若シ難ヲ避 ケ易ニ就キ テ所財ヲ 與フルヨリ 重キ者ハ重 ニ從テ論ス 其官吏ヲ ソ用強ニ車 ヲ生シ逼抑 取受スル者 ハ錢ヲ出ス 人ハ坐セス 風憲官吏 犯職 ルノ憲官吏 財ヲ受ケ及 ヒ按治スル 所ノ去處ニ 於テ人ノ財 物ヲ求索借 貸シ若クハ 資買ノ多ク 價利ヲ取り 及ヒ賤送ヲ	清三	受ルノ類各 其餘ノ官吏 ノ罪ニ二等 ヲ加フ																		
佛蘭西		獨逸		埃及		伊太利		白耳義		英吉利		魯西亞		瑞典		印度		清		普魯士		埃地利			
第二百八十七條		第三百三十六條		第二百四十九條		第三百七十四條		第二百七十七條		第三百七十九條		第二百七十九條		第二百七十九條		第二百七十九條		第二百七十九條		第二百七十九條		第二百七十九條			
裁判官檢事 警察官吏賄 賂ヲ收受賄 許セスト雖 モ情ニ拘カ ヒ又ハ怨ヲ 挾サミ被告 人ヲ凶底賄 害シタル者 ハ亦前條ノ 例ニ同シ		官吏又ハ協 議官自ラ物 間及ヒ決斷 ス可キ訴訟 ニ付雙方ノ 者ノ一方ヲ 曲庇シ又ハ 之ヲ損害セ シメン爲メ 故ラニ枉法 ノ罪ヲ犯シ タルトハ皆 五年ヨリ不 長徒刑ニ處 ス		凡裁判官情 ニ因テ故出 入スル者ハ 十年ヨリ十 五年迄ノ懲 役ニ處ス中 人若クハ工 職裁判人情 ニ因テ枉ル 所アル者ハ 一年ヨリ五 年迄ノ獄ニ 處シ尙ホ第 三十三條ノ 奪權ニ處ス ルヲアリ		縱令自己ノ 利欲ノ爲メ ニアラスト 雖モ他ノ者 ニ法外ノ利 益ヲ得セシ ムンカ爲メ 欺及ハ其他 背法ノ目的 ヨリシテ職 務上ノ義務 ニ背反スル 事ヲ爲シ或 ハ爲サシム ルノ場合ニ 於テモ亦其 官人ノ前文 第三百七十 三條ニ確定 シタル罰ニ 處ス		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ	

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
第二百八十七條		第三百三十六條		第二百四十九條		第三百七十四條		第二百七十七條		第二百七十九條		第二百七十九條
裁判官檢事 警察官吏賄 賂ヲ收受賄 許セスト雖 モ情ニ拘カ ヒ又ハ怨ヲ 挾サミ被告 人ヲ凶底賄 害シタル者 ハ亦前條ノ 例ニ同シ		官吏又ハ協 議官自ラ物 間及ヒ決斷 ス可キ訴訟 ニ付雙方ノ 者ノ一方ヲ 曲庇シ又ハ 之ヲ損害セ シメン爲メ 故ラニ枉法 ノ罪ヲ犯シ タルトハ皆 五年ヨリ不 長徒刑ニ處 ス		凡裁判官情 ニ因テ故出 入スル者ハ 十年ヨリ十 五年迄ノ懲 役ニ處ス中 人若クハ工 職裁判人情 ニ因テ枉ル 所アル者ハ 一年ヨリ五 年迄ノ獄ニ 處シ尙ホ第 三十三條ノ 奪權ニ處ス ルヲアリ		縱令自己ノ 利欲ノ爲メ ニアラスト 雖モ他ノ者 ニ法外ノ利 益ヲ得セシ ムンカ爲メ 欺及ハ其他 背法ノ目的 ヨリシテ職 務上ノ義務 ニ背反スル 事ヲ爲シ或 ハ爲サシム ルノ場合ニ 於テモ亦其 官人ノ前文 第三百七十 三條ニ確定 シタル罰ニ 處ス		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ		凡陪審情ニ 由テ枉ル所 アル者ハ監 役ニ處スル ルヲアリ



白耳義二 第二百五 十一條 凡裁判官中 人工職裁判 人陪審財物 餽贈ヲ受ケ 若クハ贈ル 可キヲ許諸 シ任ル所ア ル者ハ本刑 ノ外ニ二百 「フランク」 ヨリ五千 「フランク」 送ノ罰金ヲ 命ス可シ 第二十五 十二條 凡強暴脅迫 若クハ賄賂 ヲ贈リ内外 官吏陪審中 人工職裁判 人ニ其職務 上ニ於テ事 金ヲ命ス可	白耳義三 行ハシメ ト要シ又 ハ其本分ニ 屬スルノ事 人陪審財物 餽贈ヲ受ケ 若クハ贈ル 可キヲ許諸 シ任ル所ア ル者ハ本刑 ノ外ニ二百 「フランク」 ヨリ五千 「フランク」 送ノ罰金ヲ 命ス可シ 第二十五 十二條 凡強暴脅迫 若クハ賄賂 ヲ贈リ内外 官吏陪審中 人工職裁判 人ニ其職務 上ニ於テ事 金ヲ命ス可	白耳義四 第二百五 十三條 凡是等ノ貨 賄ハ下附セ スシテ皆其 罪ノ地ノ 始メサル官 吏ハ若シ其 不注意ニ出 タル場合ニ 於テハ事ノ 情實ニ依リ 嚴罰ノ罰金 或ハ三箇月 ヨリ不少一 年ヨリ不多 在職時間ノ 減或ハ退職 ニ處ス 若シ其官吏 ハ糾追ニ屬 シタル人ヲ 過度ノ寛典 ニ處シ或ハ 負責ヲ爲セ	魯西亞二 刑事ノ糾追 ヲ始ムルニ 足ル可キ法 律上ノ主義 ヲ有スト雖 モ其糾追ヲ ニ依リ六箇 月ヨリ不少 一年ヨリ不 然レモ若シ 其運送ハ最 重ニ依リ 法ノ故意ニ 出タルハ 官吏事ノ 情實ニ依リ 嚴罰ノ罰金 或ハ三箇月 ヨリ不少一 年ヨリ不多 在職時間ノ 減或ハ退職 ニ處ス 若シ其官吏 ハ糾追ニ屬 シタル人ヲ 過度ノ寛典 ニ處シ或ハ 負責ヲ爲セ	魯西亞三 シニ由リ斯 ノ如キ缺憾 ヲ以テ罪セ ラル、ハハ 亦事ノ情實 ニ依リ六箇 月ヨリ不少 一年ヨリ不 然レモ若シ 其運送ハ最 重ニ依リ 法ノ故意ニ 出タルハ 官吏事ノ 情實ニ依リ 嚴罰ノ罰金 或ハ三箇月 ヨリ不少一 年ヨリ不多 在職時間ノ 減或ハ退職 ニ處ス 若シ其官吏 ハ糾追ニ屬 シタル人ヲ 過度ノ寛典 ニ處シ或ハ 負責ヲ爲セ	魯西亞四 三箇月ヨリ 六箇月ヨリ 現ハル、證 據ノ力ヲ弱 メンコラハ ムルハ之 ニ關スル規 則ニ明揭セ ザリシ場合 ニ於テ其人 已カ職務ヲ 履行スルニ 缺或ハ擅 用アルニ就 テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ	魯西亞五 授ケ或ハ罪 人ニ對シテ 現ハル、證 據ノ力ヲ弱 メンコラハ ムルハ之 ニ關スル規 則ニ明揭セ ザリシ場合 ニ於テ其人 已カ職務ヲ 履行スルニ 缺或ハ擅 用アルニ就 テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ	魯西亞六 他糾追或ハ 裁判ノ處分 ヲ委任セラ ル、人ノ義 務及ヒ責任 ニ關スル規 則ニ明揭セ ザリシ場合 ニ於テ其人 已カ職務ヲ 履行スルニ 缺或ハ擅 用アルニ就 テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ テハ此條ニ	魯西亞七 第三百六 十六條 利欲或ハ其 他ノ目的ヨ リ法律ニ違 反シ及ヒ法 律ノ定意ニ 背反シテ以 テ己レノ檢 視ニ屬スル 事件ヲ裁決 スル者ハ其 故意ヲ以テ 不正ヲ爲ス シ及ヒ法律 ノ定意ニ背 反シテ以テ ニ處ス 犯人ヲ其罪 ノ輕重ニ依 リ身體及ヒ 族位ニ屬シ タル特權全 部ノ剝奪ヲ 以テ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條	魯西亞八 二處ス 又ハ族權全 部ノ剝奪及 ミヲ昇高シ テ其罰ノ種 類ヲ變換セ ザリシハ ハ身體及ヒ 族位ニ屬シ タル特權全 部ノ剝奪ヲ 以テ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條	魯西亞九 二定メタル 權全部ノ剝 奪ヲ以テ此 刑法第三十 ルハ其不 正ノ所行ア ル罪人族權 全部ノ剝奪 及ヒ六年ヨ リ不少八年 ヨリ不少一 年ヨリ不 然レモ若シ 其運送ハ最 重ニ依リ 法ノ故意ニ 出タルハ 官吏事ノ 情實ニ依リ 嚴罰ノ罰金 或ハ三箇月 ヨリ不少一 年ヨリ不多 在職時間ノ 減或ハ退職 ニ處ス 若シ其官吏 ハ糾追ニ屬 シタル人ヲ 過度ノ寛典 ニ處シ或ハ 負責ヲ爲セ	魯西亞十 權全部ノ剝 奪ヲ以テ此 刑法第三十 ルハ其不 正ノ所行ア ル罪人族權 全部ノ剝奪 及ヒ六年ヨ リ不少八年 ヨリ不少一 年ヨリ不 然レモ若シ 其運送ハ最 重ニ依リ 法ノ故意ニ 出タルハ 官吏事ノ 情實ニ依リ 嚴罰ノ罰金 或ハ三箇月 ヨリ不少一 年ヨリ不多 在職時間ノ 減或ハ退職 ニ處ス 若シ其官吏 ハ糾追ニ屬 シタル人ヲ 過度ノ寛典 ニ處シ或ハ 負責ヲ爲セ	魯西亞十一 爲ニシテ重 罪刑ニ處ス ルハ其不 正ノ所行ア ル罪人族權 全部ノ剝奪 及ヒ六年ヨ リ不少八年 ヨリ不少一 年ヨリ不 然レモ若シ 其運送ハ最 重ニ依リ 法ノ故意ニ 出タルハ 官吏事ノ 情實ニ依リ 嚴罰ノ罰金 或ハ三箇月 ヨリ不少一 年ヨリ不多 在職時間ノ 減或ハ退職 ニ處ス 若シ其官吏 ハ糾追ニ屬 シタル人ヲ 過度ノ寛典 ニ處シ或ハ 負責ヲ爲セ
--	---	---	--	---	--	---	---	---	--	---	--	--

魯西亞十二 的ヨリ故意 ヲ以テ之ヲ 爲シタルハ ハ身體及ヒ 族位ニ屬シ タル特權全 部ノ剝奪ヲ 以テ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條	魯西亞十三 ノ明文ニ依 テ確定セザ ル可ラサル ハ身體及ヒ 族位ニ屬シ タル特權全 部ノ剝奪ヲ 以テ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條	魯西亞十四 ヨリ生シタ ル證アルハ ニ其者ハ罪 科ノ輕重ニ 依リ監禁或 ハ其者ノ勤 務帖ニ記載 シ或ハ記載 セザル雖モ ニ至ルノ各 條ニ確定シ タル罰ニ處 セルルハ セラル又ハ 犯案ノ通規 場合ニ於テ ハ三箇月ヨ リ不少一年 ヨリ不多在 職時間ノ減 或ハ免職ニ 處ス 若シ其官吏 ハ糾追ニ屬 シタル人ヲ 過度ノ寛典 ニ處シ或ハ 負責ヲ爲セ	魯西亞十五 視セシ事件 ニ由リ發露 シタル不正 者ノ一方ニ 對シテ大書 ヲ生シシハ ハ身體及ヒ 族位ニ屬シ タル特權全 部ノ剝奪ヲ 以テ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條	魯西亞十六 ヨリ其事ニ 干渉シタル 吏若シ其過 失ニ由テ之 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條	魯西亞十七 刑罰ノ強弱 ハ其罪ノ輕 重ニ依リ 法ノ故意ニ 出タルハ 官吏事ノ 情實ニ依リ 嚴罰ノ罰金 或ハ三箇月 ヨリ不少一 年ヨリ不多 在職時間ノ 減或ハ退職 ニ處ス 若シ其官吏 ハ糾追ニ屬 シタル人ヲ 過度ノ寛典 ニ處シ或ハ 負責ヲ爲セ	魯西亞十八 部ノ剝奪及 ヒ此刑法第 三十一條ノ 於テ其官 吏職務ノ舉 行ニ缺或 救フニ至ル ハ身體及ヒ 族位ニ屬シ タル特權全 部ノ剝奪ヲ 以テ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條	魯西亞十九 ニ關スル特 殊ノ明揭セ ザリシ場合 ニ於テ其官 吏職務ノ舉 行ニ缺或 救フニ至ル ハ身體及ヒ 族位ニ屬シ タル特權全 部ノ剝奪ヲ 以テ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條 ニテ此刑法 第三十一條	印度一 作ルノ任ア ル官吏其以 テ人ヲ刑罰 ヨリ救ヒ財 ヲ沒收ヨリ キヲ知テ法 律ニ於テ令 ニ從ハス乃 領官ニ一等 ヲ減シ長官 ハ佐官ニ 一等ヲ減シ 若シ囚未タ 決放セズ及 ヒ放テテ還 タ獲テテハ 囚自死スル ハ各一等ヲ 減スルヲ聽 ス	印度二 ノ意ヲ以テ 交ハ其人ニ 書ヲ被ラス ルニ至ル可 キヲ知テ法 律ニ於テ令 ニ從ハス乃 領官ニ一等 ヲ減シ長官 ハ佐官ニ 一等ヲ減シ 若シ囚未タ 決放セズ及 ヒ放テテ還 タ獲テテハ 囚自死スル ハ各一等ヲ 減スルヲ聽 ス	印度三 告ニ書ヲ被 ラスルニ至 ト爲ス首領 官ハ吏典ニ サテテ法律 ノ令スル所 佐官ハ首領 官ニ一等 ヲ減シ長官 ハ佐官ニ 一等ヲ減シ 若シ囚未タ 決放セズ及 ヒ放テテ還 タ獲テテハ 囚自死スル ハ各一等ヲ 減スルヲ聽 ス	印度四 告ニ書ヲ被 ラスルニ至 ト爲ス首領 官ハ吏典ニ サテテ法律 ノ令スル所 佐官ハ首領 官ニ一等 ヲ減シ長官 ハ佐官ニ 一等ヲ減シ 若シ囚未タ 決放セズ及 ヒ放テテ還 タ獲テテハ 囚自死スル ハ各一等ヲ 減スルヲ聽 ス
--	--	---	---	--	--	--	---	--	---	--	--



















魯西亞九	魯西亞十	魯西亞十一	魯西亞十二	魯西亞十三	魯西亞十四	魯西亞十五	魯西亞十六	魯西亞十七	魯西亞十八	魯西亞十九	魯西亞二十	魯西亞廿一	魯西亞廿二	魯西亞廿三	魯西亞廿四	魯西亞廿五	魯西亞廿六	魯西亞廿七	魯西亞廿八	清	一
有物ヲ會計 局ニ貯存ス ル者初度ニ 於テハ監察 再度ニ於テ ハ其者ノ勤 務帖ニ記載 セサル體費 ニ處セラル 第四百七 十二條 會計官及ヒ 其他金額ノ 貯存ヲ委任 サレタル官 吏ノ不注意 ヨリシテ其 金額貯存ノ 場所ニ火災 或ハ其他禍 難ヲ生スル ハ其者之 力爲メニ事 ノ情實ニ依 リ勤務帖ニ 記載スル 或ハ三箇 月ヨリ不 少 一年ヨリ不 多 在職時間 ノ減殺ニ處 ス 保安ス可キ 時ニ官金ヲ ニ入額簿及 出額簿ノ 保及ヒ取 方策ヲ速ニ 取用セサル 會計官或ハ 其他金額ヲ 掌有スル者 ハ免職ニ處 ス ル會計官ハ 初度ニ於テ ハ監察再度 ニ於テハ 責ノ爲メニ 定メタル簿 書ニ記載ス ル嚴禁ニ處 ス 第四百七 十四條 會計ノ取扱 ニ關シ及ヒ 貨幣ノ受領 貯存及ヒ授 與ノ順序ニ 關スル定規 額ノ拂納 ヲ會計局或 其他貯存 ノ爲メニ定 メタル場所 ニ於テセス シテ受領ス ル會計官ハ 免職ニ處ス 第四百七 十六條 總令允許ヲ 得テ交換ス ル時ト雖モ 其貨幣ヲ交 換スル者ヲ 嚴禁シテ以 テ之ヲ爲シ タルハ責 取ニ就キ此 前交第三百 七十八條ニ テ之ヲ滿足 セシムルニ 無益ノ運搬 アルニ就テ ハ勤務帖ニ 記載シ或ハ 書ヲ拂入ニ 授與シ又ハ 其拂入ニ授 與ス可キ請 取書ヲ授與 セス或ハ其 取書ヲ授與 官左ノ罰ニ 處セラル但 シテ不注意 ニ係アル罪人 ト認知セラ ル而シテ其 罪僞ニ就キ 第三百六十 二條ニ確定 スル者 第四百八 十二條 會計官ノ地 位ヲ領スル 者其職務ニ 關シ計算不 足ハ其會計 局ニ貯存ス ル者初度ニ 於テハ監察 再度ニ於テ ハ其者ノ勤 務帖ニ記載 セサル體費 ニ處セラル 第四百七 十二條 會計官及ヒ 其他金額ノ 貯存ヲ委任 サレタル官 吏ノ不注意 ヨリシテ其 金額貯存ノ 場所ニ火災 或ハ其他禍 難ヲ生スル ハ其者之 力爲メニ事 ノ情實ニ依 リ勤務帖ニ 記載スル 或ハ三箇 月ヨリ不 少 一年ヨリ不 多 在職時間 ノ減殺ニ處 ス 保安ス可キ 時ニ官金ヲ ニ入額簿及 出額簿ノ 保及ヒ取 方策ヲ速ニ 取用セサル 會計官或ハ 其他金額ヲ 掌有スル者 ハ免職ニ處 ス ル會計官ハ 初度ニ於テ ハ監察再度 ニ於テハ 責ノ爲メニ 定メタル簿 書ニ記載ス ル嚴禁ニ處 ス 第四百七 十四條 會計ノ取扱 ニ關シ及ヒ 貨幣ノ受領 貯存及ヒ授 與ノ順序ニ 關スル定規 額ノ拂納 ヲ會計局或 其他貯存 ノ爲メニ定 メタル場所 ニ於テセス シテ受領ス ル會計官ハ 免職ニ處ス 第四百七 十六條 總令允許ヲ 得テ交換ス ル時ト雖モ 其貨幣ヲ交 換スル者ヲ 嚴禁シテ以 テ之ヲ爲シ タルハ責 取ニ就キ此 前交第三百 七十八條ニ テ之ヲ滿足 セシムルニ 無益ノ運搬 アルニ就テ ハ勤務帖ニ 記載シ或ハ 書ヲ拂入ニ 授與シ又ハ 其拂入ニ授 與ス可キ請 取書ヲ授與 セス或ハ其 取書ヲ授與 官左ノ罰ニ 處セラル但 シテ不注意 ニ係アル罪人 ト認知セラ ル而シテ其 罪僞ニ就キ 第三百六十 二條ニ確定 スル者 第四百八 十二條 會計官ノ地 位ヲ領スル 者其職務ニ 關シ計算不 足ハ其會計																					



謀殺故  
殺ノ罪

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
第二百九 十二條	第二百九 十六條	第二百 一七條	第二百 四條	第三百 九條	第三百 九條	第三百 九條	第四百 五條	第四百 五條	第三百 九條	第三百 九條	第三百 九條	第三百 九條
謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	謀殺テ人 ヲ殺シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス

佛蘭西二	佛蘭西三	佛蘭西四	白耳義二	英吉利二	英吉利三	英吉利四	英吉利五	英吉利六	魯西亞二	魯西亞三	魯西亞四	魯西亞五
云フ但シ其 謀意或ハ景 況ニ管シ又 ハ或ル約定 ニ管シタル 時ト雖モ亦 同上ナリト ス	子ヲ殺ス罪 トハ初生ノ 子ヲ殺ス罪 云フ	用ヒタル方 法及ヒ効驗 ノ如何ヲ問 ハス運送ヲ 論セス人ヲ 殺ス可キ物 ヲ用ヒタル 性命ヲ害ス ルヲ云フ	生ル、後直 チニ殺ス者 ヲ殺スルコト ヲ殺スルコト ヲ殺スルコト	因テ人ヲ咬 ムル如キ ヲ殺スルコト ヲ殺スルコト ヲ殺スルコト	凡テ人ノ惡 風ニ遇ヒ其 傷ヲ受ケル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	殺ス者ハ謀 殺ノ罪ニ坐 ス	如シテ下ニ 人ヲ殺スル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	凡テ人ヲ殺 スル者ハ謀 殺ノ罪ト爲 シ死刑ニ處 ス	第一 放火 ノ飛騰其 ノ所爲 ヲ以テ家 屋ヲ破壊 シテ防 切斷スル 等ノ方法 ニ依リ又 ハ十五年 ヨリ不少 二十年 間或ハ無 期ノ鑛山 役ニ處ス	如キ殺害 ヲ爲シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	シカ爲メ 或ハ相續 ヲ受ケン カ爲メ或 ハ被害者 ノ所有物 ヲ押領セ シカ爲メ ニ殺害ヲ 爲シタル 者ハ謀殺ノ 罪ト爲シ死 刑ニ處ス	



















英吉利ニ	ス者ハ謀殺ヲ以テ論ス	魯西亞ニ	ス者ハ謀殺ヲ以テ論ス	魯西亞ニ	爲シ此罰此條ノ前文ニ掲載シタルモノヨリ一層嚴重ノ罰ヲ確定セラ
					ル、トハ合
					免レンカ爲
					メニ故意ヲ
					以テ殺害ヲ
					爲スノ場合
					ニ於テハ此
					刑法ニ特示
					サレタル場
					合ヲ除クノ
					外族權全部
					ノ朝鮮及ヒ
					十五年ヨリ
					不少二十年
					ヨリ不多時
					間ノ鑛山懲
					役ニ處ス
					然レモ若シ
					犯罪ヲ爲ス
					時ニ殺害ヲ

日	本	佛	蘭	西	獨	逸	埃	及	伊	太	利	白	耳	義	英	吉	利	魯	西	亞	瑞	典	印	度	清	普	魯	士	埃	地	利
第二百九	十八條														凡人ヲ傷害セント欲シ故ラニ馬ヲシテ蹴踏セシメ或ハ群衆ヘ發砲シ因テ人ヲ殺ス者ハ所殺ソノ豫謀スル人ニ非スト雖モ謀殺ヲ以テ論ス							第三百一									
謀殺故殺ヲ行ヒ誤テ他人ヲ殺シタル者ハ仍ホ謀殺故殺ヲ以テ論ス																															



毆打創  
傷ノ罪

日本	第二百九十九條	人ヲ毆打創傷シ因テ死ニ致シタル者ハ重懲役ニ處ス
佛蘭西	第三百十六條	若シ其傷ヨリシテ其害ヲ受ケタル人ヲ死ニ致シタルハ無期ノ徒刑ニ處セラハル可シ
獨逸	第二百三十九條	若シ毆打創傷シ時ヨリ四十日以内ニ其者ノ死スル時ハ其犯人ヲ死刑ニ處ス
埃及		
伊太利		
白耳義	第四百一條	凡シ殺サント欲スルニ非シテ毆傷シテ死ニ致ス者ハ監禁ニ處ス
英吉利	附錄	凡シ毆傷ヲ犯ス者ノ處刑ハ判事ノ適當トスル所ニ依テ五年ヨリ終身ニ至ル徒罪ニ處シ或ハ二年ニ過キサル所ノ入獄ニ處シ情ニ依リ苦役ヲ加ヘ若クハ止テ監禁ニ處シ或ハ贖罪ヲ本刑ニ加ヘテ處斷ス
魯西亞		
瑞典		
印度		
清	剛毆及故殺人	凡シ人ヲ剛毆殺スル者又ハ身体折ハ手足他物傷ニ因テ被害者ヲ死ニ致シタルハ二十年以上謀テ共ニ人ヲ毆テ因テ死ニ致ス者ハ致命傷ヲ以テ重ト爲サ下手者ハ絞原謀者ハ杖一百流三千里餘人ハ各杖一百
普魯士	第四百九十七條	若シ同シク謀テ共ニ人ヲ毆テ因テ死ニ致ス者ハ二十年以下傷害ヲ加フルノ故意ヲ以テ其所行ヲ爲シ死ニ致シタル者ハ致死折傷ノ重罪トス
埃地利	千八百六十七年ノ草案	若シ其身體折傷或ハ健康ヲ加フルノ故意ヲ以テ其所行ヲ爲シ死ニ致シタル者ハ致死折傷ノ重罪トス

英吉利二	英吉利三	埃地利二																		
百六十六日ヲ以テ期限ト爲シ如シ限内ニ於テ死ニ至ル者ハ其殺罪ニ坐ス	夫ヲ案所ニ殺ス者モ同ヨリ一時ノ忿怒ニ出レハ仍ホ剛毆ヲ以テ論ス	獄又此場合ノ外或ハ剛毆(第二百三十九條)ニ依リ同罪ヲ犯シタルハ一般ニ四年乃至八年間ノ徒刑又其犯罪上系或ハ下系ノ親屬若クハ夫若クハ婦ニ依リシトハ八年乃至十二年間ノ徒刑ニ處ス																		
英吉利二	英吉利三	埃地利二																		
百六十六日ヲ以テ期限ト爲シ如シ限内ニ於テ死ニ至ル者ハ其殺罪ニ坐ス	夫ヲ案所ニ殺ス者モ同ヨリ一時ノ忿怒ニ出レハ仍ホ剛毆ヲ以テ論ス	獄又此場合ノ外或ハ剛毆(第二百三十九條)ニ依リ同罪ヲ犯シタルハ一般ニ四年乃至八年間ノ徒刑又其犯罪上系或ハ下系ノ親屬若クハ夫若クハ婦ニ依リシトハ八年乃至十二年間ノ徒刑ニ處ス																		



日本 第三百條 人ヲ毆打創傷シ其兩目ヲ瞎シ兩耳ヲ聾シ又ハ兩肢ヲ折リ及ヒ舌ヲ斷チ陰陽ヲ毀敗シ若クハ知覺精神ヲ喪失セシメ篤疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處ス 其一目ヲ瞎シ一耳ヲ聾シ又ハ一肢ヲ折リ其他身體ヲ殘廢シ篤疾ニ致シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス	佛蘭西 第二百二條 附錄 第十四條 何人ニ限ラズ人ヲ創傷ス人ヲ創傷シ因テ四肢或ハ兩目又ハ唯一目又ハ聽覺語言ノ具或ハ氣機ヲ失ハシメ又ハ能ハサルニ至ラシメタル者篤疾ニ致シタル者ハ三年間ノ徒刑ニ處シ豫メ人ニ害ヲ加ヘン神病トナリタル時ハ五年ニ至ル徒刑或ハ一年増シテ十年ト爲ス 附錄 第二百二十三條	埃及 第二百十條 附錄 第五條 何人ニ限ラズ人ヲ創傷ス人ヲ創傷シ因テ四肢或ハ兩目又ハ唯一目又ハ聽覺語言ノ具或ハ氣機ヲ失ハシメ又ハ能ハサルニ至ラシメタル者篤疾ニ致シタル者ハ三年間ノ徒刑ニ處シ豫メ人ニ害ヲ加ヘン神病トナリタル時ハ五年ニ至ル徒刑或ハ一年増シテ十年ト爲ス 附錄 第二百二十三條	伊太利 第四百條 然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ 其謀議傷ニ屬スル者ハ若シ裁判官ヲ毆ニ於テ或ハ被傷ニ遇フ所ノ器物ヲ以テ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	白耳義 第四百條 然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	英吉利 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	魯西亞 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	瑞典 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	印度 第三百二條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	清 第三百二條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	普魯士 第八十條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	地地利 第二百三十三條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ
---	--	--	---	---	--	--	---	--	---	--	---

獨逸 第二百二條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	獨逸 第二百三條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	獨逸 第二百四條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	英吉利 第二百二條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	英吉利 第二百三條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	英吉利 第二百四條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	印度 第二百二條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	印度 第二百三條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	印度 第二百四條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	清 第二百二條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	清 第二百三條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	清 第二百四條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	普魯士 第二百二條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	普魯士 第二百三條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ	普魯士 第二百四條 凡故ラニ卒然ト人ヲ毆打スル者ハ折傷セストクハ終身癡疾若クハ身坐シ一年ニ止ル入獄ニ處シ若クハ折傷スル者若シ損害スル者ハ五年ヨリ五年マデノ獄ニ處シ二百フランヨリ五百フランノ罰金ヲ命ズ可シ
--	--	--	---	---	---	--	--	--	---	---	---	---	---	---



日本	第三百一 條	佛蘭西	第三百九 條	埃及	第三百十 六條	伊太利	第三百九 條	白耳義	第三百九 條	英吉利	第三百十 九條	魯西亞	第三百十 九條	印度	第三百十 九條	度清	第三百十 九條	普魯士	第五百十 二條	埃地利	第五百十 二條
人ヲ毆打創 傷シ二十日 以上ノ時間 疾病ニ罹リ 又ハ職業ヲ 営ムノ能ハ サルニ至ラ シメタル者 ハ一年以上 三年以下ノ 重禁錮ニ處 ス	人ヲ毆打創 傷シ二十日 以上ノ時間 疾病ニ罹リ 又ハ職業ヲ 営ムノ能ハ サルニ至ラ シメタル者 ハ一年以上 三年以下ノ 重禁錮ニ處 ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス	人ヲ創傷シ 又ハ毆打シ 又ハ人ニ對 シテ其他ノ 暴行ヲ加ヘ タル時其暴 行ヲ受ケシ 者ヲシテ之 レカ爲メニ 十日以上ノ 其疾病休業 ノ時間二十 日ニ至ラサ ル者ハ一月 以上一年以 下ノ重禁錮 ニ處ス

五百十二

普魯士	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	埃地利	
シメタル ハ十五年以 下ノ徒刑ニ 處ス	害者其所 行ニ因テ 音聲言語 視聽觸覺 及ヒ生花 ノ機具ヲ 失却シ若 クハ不治 ノ毀傷或 ハ手足ヲ 不可用若 クハ衆目 ニ觸レ易 キ不具ニ 致シタル 時	職業廢頓 ニ至ラシ メタル時 第二十三 條 十五條 故意身体折 傷ノ重罪ハ クハ不治 ノ毀傷或 ハ手足ヲ 不可用若 クハ衆目 ニ觸レ易 キ不具ニ 致シタル 時	月以上一 年以下 第二十三 條 レ左ノ 所業ニ涉 リタル時 ハ一年以 上四年以 下	(丙) 第二 百三十四 條 害中ノ傷 害ノ最重 ナル時 第三十三 條 シタル景 況同時ニ 二條	業ヲ犯サス ト雖モ然レ モ其痕跡顯 然且後害ヲ 胎ストハ之 ヲ違式罪ト シ刑ス可シ 第四百十 二條	前條違式罪 ノ刑ハ其所 業ノ危險及 ヒ暴悍犯爲 ノ度數(殊 ニ爭論當習 者ニシテ)	毀傷ノ輕重 被傷者ノ性 質等ニ從テ 三日以上六 月以下ノ禁 獄ニ處ス	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所	已ニ重罰 ナル身体 折傷若ク ハ健康傷 タ第百五十 二條及ヒ第 百三十三條 目的ヲ以 テシタル 如キ嚴刑ニ 關ル可キ所

五百十二



日本二	佛蘭西二	佛蘭西三	佛蘭西四	佛蘭西五	埃及二	埃及三	埃及四	埃及五	埃及六	埃地利二	埃地利三	埃地利四
ル者ハ十二 日以上二月 以下ノ重禁 罰ニ處ス	且十六 ラシク リ不少二千 「フランク」 ヨリ不罰 金ノ言渡ラ 受ク可シ 又其犯人ハ 其刑ヲ受ケ シヨリ不 年ヨリ不 十年ヨリ不 多第四十二 條ニ記シタ ル權利ヲ行 フノ禁ヲ受 ケシムルコ ヲ得可シ 前ニ記シ タル暴行ヲ 受ケシ者ヲ シテ不具ニ 至ラシメ療 治ノ爲メ切 斷ヲ受ケシ	メ其他四支 ヲ使用スル 「能ハサラ シメ兩眼ヲ 失ハシメ 眼ヲ失ハシ メ或ハ他ノ 痼疾ニ至ラ シムルハ 其犯人ヲ徒 刑場内ニ於 テ使役スル 刑ニ處ス 若シ殺スノ 意ナク故意 ヲ以テ毆傷 シ其毆傷ヲ 受ケシ者ノ 死ニ至リシ ハ其犯人 有期ノ徒刑 ニ處セラ ル可シ 第三百十 一條	（千八百六十 五年五月十 日改メ） 人ヲ創傷傷 撃シ又ハ其 他ノ暴行ヲ 人ニ加フル ト雖モ其暴 行ヲ受ケシ 者第三百九 條ニ記シタ ル種類ノ病 ヲ待テ前ニ 記シタル罪 人ヲ來ル ハ人ノ來ル ニ罪ヲ加ヘ テ罪ヲ犯セ ルハ此等 ノ時ハ此等 ノ犯罪ノ本 人ヲ法律ニ 依リ刑ニ處 ス可キノミ ナラス其矯 勳者及ヒ挑 唆者モ亦其 犯罪ノ本 犯罪ノ本 同一ノ刑ニ 處ス 第三百二 一條	ヨリ不罰 金ノ言渡ラ 受ケ又ハ其 刑中ノ一箇 ノ罪ニ處セ ルハ其罪ノ ト共ニ官倫 ニ抗シ又ハ 擯奪ヲ爲ス テ罪ヲ犯セ ルハ此等 ノ時ハ此等 ノ犯罪ノ本 人ヲ法律ニ 依リ刑ニ處 ス可キノミ ナラス其矯 勳者及ヒ挑 唆者モ亦其 犯罪ノ本 犯罪ノ本 同一ノ刑ニ 處ス 第三百二 一條	第九條 人ヲ殺シ又 ハ創傷傷撃 ノ罪ヲ犯ス テ罪ヲ犯ス ルハ其罪ノ ト共ニ官倫 ニ抗シ又ハ 擯奪ヲ爲ス テ罪ヲ犯セ ルハ此等 ノ時ハ此等 ノ犯罪ノ本 人ヲ法律ニ 依リ刑ニ處 ス可キノミ ナラス其矯 勳者及ヒ挑 唆者モ亦其 犯罪ノ本 犯罪ノ本 同一ノ刑ニ 處ス 第三百二 一條	創傷傷撃セ シ者アル時 ハ其指押ヲ 爲シタル者 前條ニ記 セシ罪ノ被 害者ヲ被 害者ニシテ 之ニ 重ノ差別ニ 從ヒ其相當 ノ刑ニ處セ ラル可シ又 其指押ヲ爲 ル能ハサルニ 至リシ時ハ 制ノ力アラ サル時ハ其 指押ヲ爲シ タル者ハ一 年ヨリ不 少 何ナル場合 ニ於テモ 「セリー」ノ ニ從ヒ人ヲ ニ處セラ ル	可シ然レモ 人ヲ指押シ 創傷傷撃ノ 罪ヲ犯サシ メ其害ヲ被 害者ニシテ 之ニ 重ノ差別ニ 從ヒ其相當 ノ刑ニ處セ ラル可シ又 其指押ヲ爲 ル能ハサルニ 至リシ時ハ 制ノ力アラ サル時ハ其 指押ヲ爲シ タル者ハ一 年ヨリ不 少 何ナル場合 ニ於テモ 「セリー」ノ ニ從ヒ人ヲ ニ處セラ ル	法律ヲ以テ 裁判ヲ受ク 可キ各人ニ 對テハ殺害 及ヒ創傷傷 撃ノ罪ヲ其 法律ニ依リ 時ハ一月ヨ リ不罰 又損害ノ價 ヲ賠償スル ハ通常法律 ニ定ムル規 則ニ依リテ 之ヲ爲サシ ム 可シ 附録 第二百十 七條 又其創傷傷 撃ノ前二條 ニ記スルカ 如ク重罰ナ ラサル時ハ 其犯人ヲ一 年ヨリ不 少	多禁錮ノ刑 ニ處ス 若シ豫メ人 ニ害ヲ加ヘ シヨリ不 罰 （イ）然レ モ單ニ其 罪ノ罪ヲ其 法律ニ依リ 時ハ一月ヨ リ不罰 又損害ノ價 ヲ賠償スル ハ通常法律 ニ定ムル規 則ニ依リテ 之ヲ爲サシ ム 可シ 附録 第二百十 七條 又其創傷傷 撃ノ前二條 ニ記スルカ 如ク重罰ナ ラサル時ハ 其犯人ヲ一 年ヨリ不 少	セル罪ト ス 第五百十 五條 然レ モ單ニ其 罪ノ罪ヲ其 法律ニ依リ 時ハ一月ヨ リ不罰 又損害ノ價 ヲ賠償スル ハ通常法律 ニ定ムル規 則ニ依リテ 之ヲ爲サシ ム 可シ 附録 第二百十 七條 又其創傷傷 撃ノ前二條 ニ記スルカ 如ク重罰ナ ラサル時ハ 其犯人ヲ一 年ヨリ不 少	賊セル罪 科ノ一ヲ （二）黨與 ヲ延キ或 ハ暴惡ノ 所行ヲ以 テ懲罰ヲ 爲シ因テ 第三百五十 二條ニ記 載セシ結 果ノ一ヲ 生セシメ シカ或 ハ 其負ハシ メシ重傷 性命危險 ニ係ル可 キニ於テ ハ重且ツ ハ重且ツ 者特ニ苦 痛ヲ生ス （第十九條 ニ記載セ ル）一年	ハ （二）黨與 ヲ延キ或 ハ暴惡ノ 所行ヲ以 テ懲罰ヲ 爲シ因テ 第三百五十 二條ニ記 載セシ結 果ノ一ヲ 生セシメ シカ或 ハ 其負ハシ メシ重傷 性命危險 ニ係ル可 キニ於テ ハ重且ツ ハ重且ツ 者特ニ苦 痛ヲ生ス （第十九條 ニ記載セ ル）一年

埃地利五	埃地利六	埃地利七	埃地利八	埃地利九	埃地利十
以上五年 以下ニ處 ス 第五百十 六條 然レ本重 罪ヲ以テ （イ）被傷 者ノ言語 視聽ヲ失 ハシムル カ或ハ之 ヲ衰ヘシ メ又ハ其 認定力目 腕手ヲ損 シ爾他著 シキ毀傷 ヲ以テ不 具ナラン メシカ或 ハ （ロ）漸々 衰弱激瘦 ニ歸シ又	ハ治ス可 ラサル痲 疾恢復ス 可ラサル （第五百十 六條） 精神病或 ハ （ハ）全ク 其職業ニ 堪ヘ得ザ ラシムル ニ於テハ 之ヲ五年 ヨリ不 十年ヨリ 不多重徒 刑ニ處 シ爾他著 シキ毀傷 ヲ以テ不 具ナラン メシカ或 ハ （ロ）漸々 衰弱激瘦 ニ歸シ又	甲ノ身体ヲ 重ク折傷ス ルニ於テハ （第五百十 六條） 二條ノ如 ク凡此折 傷ニ關涉セ ル各人第百 五十四條及 ハ第百五十 六條ノ規則 ニ從テ刑セ ラル可シ 然レ此重 傷タルヤ衆 人共同ノ所 爲ニ係ルカ 否ハ該黨ノ 中其重傷ヲ 負ハシメシ 者判然定ム 可ラサルニ 至ハ一人乃 或ハ一人乃 至數人ニ對 シテ暴行ヲ 行フノ際其	ハ齊シク皆 人ニ重傷ヲ 負ハシムル ノ重罪トシ （第五百十 六條） 六月以上一 年以下ノ徒 刑ニ處ス 附録 第二百三 十六條 故意身体折 傷ニ就テノ 刑ハ若シ其 ハ健康傷害 ヲ爲スノ故 ヲ爲サント 意アルニ非 ズシテ他人 ニ傷害ヲ加 ヘタル者ハ 假令折傷ヲ 加ヘ依テ督 責シタル者 ナルトハ故 制ノ其權限 ヲ超出セシ トト雖モ折 傷ノ輕罪ト	以上一ヶ月 爲ス 此犯罪ノ刑 ハ故意身体 折傷或ハ健 康傷害第百 五十六條ノ 刑ト同刑ニ 處ス可シ	







魯西亞十三	魯西亞十四	魯西亞十五	魯西亞十六	魯西亞十七	印度一	印度二	印度三	印度四
ムル時ハ族 權全部ノ糾 奪及レ八年 ヨリ不少十 年ヨリ不多 城塞警役ニ 處ス	比利住所ノ 放流或ハ懲 囚隊内ノ編 入ニ處ス 第十四百 八十五條	第一 若シ 其不具ニ 致シ或ハ 疵傷ヲ負 ハセタル 者ノ知レ タルハハ 其一各或 ハ數名ノ 罪人ハ八 ケ月ヨリ 少一年 四ケ月ヨ リ不多禁 獄ニ處ス 第二 若シ 又不具ニ 致シ或ハ 疵傷ヲ負 ハセタル 者ノ知レ サルハハ 三週間ヨ リ不多拘	シ者或ハ 喧嘩ノ續 行或ハ恢 復ヲ言辭 或ハ所行 ニテ挑唆 セシ者ハ 不具或ハ 疵傷ノ種 類及ヒ事 ノ情實ニ 依リニケ 月ヨリ不 少八ケ月 ヨリ不多 禁獄ニ處 ス	留ニ處ス	損傷ナルハ ハ之ヲ蒙テ セタル人ヲ 稱シテ故ヲ ニ重損傷ヲ 蒙ラスル者 ト云フ 説明 重損 傷ヲ蒙ラ スルヲ圖 リ或ハ重 損傷ヲ蒙 ラサルノ 恐アルヲ 知テ重損 傷ヲ蒙ラ スルニ非 サレハ之 ヲ稱シテ 故ヲニ重 損傷ヲ蒙 ラスト云 ハス然レ モ一種ノ 重損傷ヲ 蒙ラスル 者ト云 フ可シ 第三十二 十三條	蒙ラスノ 意ヲ以テ 或ハ之ヲ 蒙ラスル ニ至ルノ 恐ヲ知テ 別種ノ重 損傷ヲ蒙 ラサル者 ハ之ヲ稱 シテ故ヲ ニ重損傷 ヲ蒙ラス ル者ト云 フ可シ	スル者ハ一 年ニ止ル各 種ノ入獄若 クハ贖金ニ 處シ又ハ入 獄金ヲ兩 用シテ之ヲ 罰ス可シ	
魯西亞十八	魯西亞十九	魯西亞二十	魯西亞二十一	魯西亞二十二	魯西亞二十三	魯西亞二十四	魯西亞二十五	魯西亞二十六
...	...	...	...	...	...	...	...	...

日 本	佛 蘭 西	獨 逸	埃 及	伊 太 利	白 耳 義	英 吉 利	魯 西 亞	瑞 典	印 度	清	普 魯 士	埃 地 利
第三百四 條 毆打ニ因リ 誤テ他人ヲ 創傷シタル 者ハ仍ホ毆 打創傷ノ木 刑ヲ科ス						凡故ラニ火 藥破製物等 ヲ破裂セシ メ人ヲ燒傷 シ及ヒ燒傷 疾ニ至ラン ムル者ハ重 罪ニ坐シ謀 殺人罪狀明 白者ニ依テ 論シ且ツ打 背罪ヲ加フ 年十六以下 ノ者犯スト 雖モ判事ノ 適意ニ依テ 仍ホ木刑ヲ 加フ 若シ情ヲ知 テ爲メニ火 藥破製物等 ヲ製造シ或 ハ送與シ若 クハ熱灰等 ヲ以テ人ヲ			第三百十 四條 四條 誤テ誤テ傷 人ヲ殺傷ス ル者ハ各罰 論ス	第三百十 四條 四條 誤テ誤テ傷 人ヲ殺傷ス ル者ハ各罰 論ス		



英吉利二	英吉利三	英吉利四	印度二	印度三	印度四
打撃シ因テ 人ヲ傷シ 及ヒ癱瘓疾 ニ爲サント 謀ル者ハ人 ヲ傷スルト 傷セサルト ヲ問ハス罪 亦同シ 附録 凡人ノ房屋 及ヒ船隻等 ニ火藥ヲ置 キ因テ人ヲ 傷セント 殺スル者ハ 人ノ傷否及 ヒ火藥ノ發 否トヲ問ハ ズトテ問ハ ス十四年ニ 及フ徒罪ニ 處ス 餘上條ニ同 シ ル二人以上	共ニ同毆シ 因テ傍人ヲ 恐怖セシム ル者ハ輕罪 ニ坐シ其車 情ノ輕重ニ 依テ増減シ 隨罪及ビ入 獄ニ處斷 獄ニ處斷 ス 若シ他人ノ 爲メニ媒酌 シテ之ヲ和 解セントシ 因テ事害ヲ 生スト雖モ 其罪ヲ免 ス 其私家ニ於 テ同毆シテ 衆人ヲ驚怖 セサル者ハ 此法律ニア ラス 若シ二人豫	メ同毆ラ爲 サント期シ 後之ヲ行フ 者ハ自ラ人 ヲ殺サント 欲スルノ意 アルニ似タ リ因テ同毆 ノ最モ大ナ ル者ト爲シ 重罪ニ坐ス	モノニ非サ ル人ヲ重損 傷スルノ意 ナク又ハ之 ヲ重損傷ス ルノ恐アル ヲ知ラス重 損傷ヲ蒙ラ スル者ハ四 年ニ止ル各 種ノ入獄若 クハ二千 「リユービ 」ニ過キ サル賍金ニ 處シ又ハ入 獄罰金ヲ兩 用シテ之ヲ 罰ス可シ 說明 第三 百餘ノ如 ク卒然重 大ノ凌辱 ノ故ニ人 ヲ損傷ス	ル者ハ以 上二條ノ 例ニ在ラ ス 附録 第二百六 十八條 煩苦公同罪 所爲又ハ不 法ノ憐愍ヲ 以テ公同又 ハ近所ノ諸 人一般ニ損 害危險ヲ蒙 ル及ホシ或 ハ公儀ヲ用 フルコトアル 人ニ損害若 クハ危險ヲ蒙 ラズル者ハ 煩苦公同罪 ヲ犯スナ ハ便宜ノ爲	メニナシタ ルモ罪ヲ免 レス

日本	佛蘭西	西獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
第三百五 條 二人以上共 ニ人ヲ毆打 創傷シタル 者ハ現ニ手 ヲ下シ傷ヲ 成スノ輕重 ニ從テ各自 ニ其刑ヲ科 ス若シ共毆 シテ傷ヲ成 スノ輕重ヲ 知ルコト能ハ サル時ハ其 重傷ノ刑ニ 照シ一等ヲ 減ス但教唆 者ハ減等ノ 限ニ在ラス	第二百二 十七條 多衆ニテ人 ヲ毆打シ又 ハ擲撃シ死 ニ致シ又ハ 重傷ヲ爲シ タル時其毆 打擲撃ニ與 シタル者ハ 止タ其與シ タルノ一事 ヲ以テ皆三 年ヨリ不長 禁獄ニ處ス 但本人ノ過 誤ナクシテ 害ヲ被リタ ル時ニ限ル 可シ 止タ一傷ニ 非ラスシテ 數傷ヲ以テ 死ニ致シ又 ハ重傷ヲ爲									同シ謀リ 共ニ毆テ人 ヲ傷ル者ハ 各手ヲ下ス 傷重キ者ヲ 以テ重罪ト 爲ス原謀ハ 一等ヲ減 ス 若シ同ニ因 テ互ニ相毆 傷スル者ハ 各其傷ノ輕 重ヲ驗シ罪 ヲ定ム後ニ 手ヲ下ス理 直ナル者ハ 二等ヲ減ス 死ニ至リ及 ヒ兄弟伯叔 ヲ毆ツ者ハ 減セス		







































獨逸二	埃及二	白耳義二	白耳義三	英吉利二	英吉利三	英吉利四	英吉利五	英吉利六	魯西亞二	魯西亞三	魯西亞四	埃地利二
ニ致シタルス ハ三年ヨリ 不長禁獄ニ 處ス(該條 我第三百三 十六條ノ部 ニ詳ニ出ツ)	スル者ハ八 日ヨリ二月 迄ノ獄ニ處 シ五十ノフ リ五百ノフ ランクニ迄 ノ罰金ヲ命 ス可ク若ク ハ此ノ刑ニ 處ス 第四百二 十一條 凡死若クハ 篤疾ヲ起ス 可キ物ヲ買 用ヒ意外ニ 出テ人ヲ疾 病ニ致シ若 クハ動作ノ 害ヲ生スル 者ハ八日ヨ リ一年迄ノ 獄ニ處シニ 十六ノフ ラ	シテハ八 ノク「ヨリ 二百」フ シテハ八 ノク「ヨリ 二百」フ シテハ八 ノク「ヨリ 二百」フ	或ハ法官ノ 罪犯ヲ決罰 スル等法ニ 依リ事ヲ行 フテ因テ死 ニ致ス者ハ 重罪ニ坐シ テ罰金ヲ命 ジテ其罪 ヲ免ス其職 ヲ可ラサル 所ヲ答テ若 クハ兇器ヲ 以テ撃テ或 ハ過度ニ決 罰ヲ加ヘル 者ノ如キヲ 罰法ニ事 ヲ行フテ囚 テ死ニ致ス 者ハ重罪ニ 坐シテ其罪 ヲ免ス事 テ死ニ致ス 者ハ重罪ニ 坐シテ其罪 ヲ免ス事	凡法ニ於テ 爲ス可ラサ ル事ヲ爲シ テ死ニ致ス 者ハ無心同 殺等ニ坐シ テ罰金ヲ命 ジテ其罪 ヲ免ス事 テ死ニ致ス 者ハ重罪ニ 坐シテ其罪 ヲ免ス事	ニ致ス者セ テ無心同殺 亦無心同殺 殺ト爲シ其 事情ニ依テ 重罪ニ依テ シテ瓦石材 木等ヲ投擲 シテ死ニ シテ死ニ 致ス者ハ力 テ謀殺ヲ以 テ論ルノ類 ヲ云フ	論ス 如シテ二人 アルコトヲ知 リ告知セズ シテ瓦石材 木等ヲ投擲 シテ死ニ シテ死ニ 致ス者ハ力 テ謀殺ヲ以 テ論ルノ類 ヲ云フ	ヲ以テ論ス ニ原キテ其 嚴重ノ罰ニ 處ス 各場合ニ於 テ若シ其罪 人聖教中ノ 一ニ屬スル ハハ己カ僧 管應ノ見込 ニ依テ寺院 ノ懺悔ニ處 ス 第六十八條 若シ法律ノ 禁止スル所 ニ非ス有害 ノ結果ヲ生 スル所行ニ 非スト雖モ 只不注意ニ ヨリ人ヲ死 ニ致スハハ 緊要ナル豫 戒ノ方策ヲ	取用セサル 一名或ハ數 名ノ罪人ハ 之カ爲メニ 事ノ情實ニ 依リ及ヒ此 刑法第百十 條ハ己カ僧 管應ノ見込 ニ依テ寺院 ノ懺悔ニ處 ス 第六十八條 若シ法律ノ 禁止スル所 ニ非ス有害 ノ結果ヲ生 スル所行ニ 非スト雖モ 只不注意ニ ヨリ人ヲ死 ニ致スハハ 緊要ナル豫 戒ノ方策ヲ	院ノ懺悔ニ 處ス 第七十條 重傷ノ罪 意モ無ト雖 如ク「ヲ負 ハシメシト ハ之ヲ爲シ 罪トシ一月 以上六月以 下ノ禁獄ニ 處ス又其死 七ヲ致セシ ハハ輕罪ト シ六月以上 一年以下ノ 重禁獄ニ處 ス 第三百三 十六條 前條ノ規則 ヲ以テ論ス 可キノ最モ 著大ナルモ			

埃地利三	埃地利四	埃地利五	埃地利六	埃地利七	埃地利八
ノハ左ノ所 業ニ於テ死 亡或ハ身體 重傷ヲ負ハ シメシト ス (イ) 閉鎖 セル狹隘 中ニ燃燈 セル炭火 ヲ注意ヒ テ注意セ ス落ヘ置 キ (ロ) 河中 舟行ノ際 須臾ノ注 意ヲ欠ク 事 (ハ) 蒸氣 船蒸氣 器械及ヒ 汽機ニ關 シ其規則 及ヒ特ニ 須臾ノ注 意ヲ欠ク 事	可ラサル 注意ヲ懈 ル事 (ニ) 磁膏 ヲ噴シメ テ或ハ鑿 ヲ施スニ 方リ注意 セサル事 (ホ) 捕獸 器發射機 等ノ發射 ヲ爲シテ 其告知標 ヲ爲ササ リシ時 (ト) 鑛山 ノ工事ニ 關セル規 則ノ不注 意 第三百三 十七條 以テ容易 ク放火ス 五條ノ規則 ニ從ヒ罪科 十一條	燭燭他 物等 ノ開閉 機ノ若シ 八十五條 七條及ヒ第 八十九條 ル特別ノ 規則不注 意殊ニ違 ルカ或ハ 送取ハ鐵 道ノ荷物 ニ包裏セ テ於テ生 ル害ハ唯 止ルル 雖モ尚ホ 罪トシ六 月ナルハ 以上二年 以テ重禁 獄ニ處ス 第三百四 四條	ト爲ス可キ 所業或ハ 情ノ若シ 八十五條 七條及ヒ第 八十九條 ル特別ノ 規則不注 意殊ニ違 ルカ或ハ 送取ハ鐵 道ノ荷物 ニ包裏セ テ於テ生 ル害ハ唯 止ルル 雖モ尚ホ 罪トシ六 月ナルハ 以上二年 以テ重禁 獄ニ處ス 第三百四 四條	車上不注 意ヲ以テ 甲ヲ轉動 シテ或ハ 踏踏シテ 若クハ重 傷ヲ負ハ シ者ハ第 三十五條 ニ從テ之 ヲ刑ニ處 ス 第三百四 四條	徐車馬疾 行ニ準據 シテ之ヲ 定ム







日本	第三百十 九條 過失ニ因テ 人ヲ創傷シ 疾病休業ニ 至ラシメタ ル者ハ二圓 以上五十圓 以下ノ罰金 ニ處ス
佛蘭西	
獨逸	
埃及	
伊太利	
白耳義	
英吉利	
魯西亞	
瑞典	
印度	第三百三 十八條 他人ノ生命 或ハ其身体 ノ安全ヲ危 フスルノ所 爲ヲ行ヒ因 テ之ヲ重損 傷スル者ハ 二年ニ止ル 各種ノ入獄 若クハ一千 「リユーピ 」ニ過キ サル賍金又 ハ入獄賍金 ヲ兩用シテ 之ヲ罰ス
清	
普魯士	
埃地利	

自殺ニ  
關スル  
罪

日本	第三百二 十條 人ヲ殺唆シ テ自殺セシ メ又ハ囑託 ヲ受ケテ自 殺人ノ爲メ ニ手ヲ下シ タル者ハ六 月以上三年 以下ノ懲禁 錮ニ處シ十 圓以上五十 圓以下ノ罰 金ヲ附加ス 其他自殺ノ 補助ヲ爲シ タル者ハ一 等ヲ減ス
佛蘭西	
獨逸	第三百十 六條 己ヲ殺ス可 シト切實ナ ル囑託ヲ受 ケ殺シタ ル者ハ三年 ヨリ不短禁 錮ニ處ス
埃及	
伊太利	
白耳義	
英吉利	附錄 凡自ラ其生 命ヲ殺害ス ル者ヲ重罪 殺犯トシ前 條ノ免ス可 キ者ト別異 ス其自殺ス ル者ハ元自 ラ人事ノ難 若ニ堪エ可 キ精力ナク シテ之レヲ 脱避セン爲 メニ其生命 ヲ殺害スル 者ナレハ勇 アルニ似テ 抑テ其實ハ 怯ナル者ナ リ希臘國ノ 法律ニテハ 之ヲ罰スル ニ其手ヲ斬 ス英律ニテ
魯西亞	第七十四條 前文第七十 百七十二條 及ヒ第七十 百七十三條 ニ據シテ 殺犯トシ前 條ノ免ス可 キ者ト別異 ス其自殺ス ル者ハ元自 ラ人事ノ難 若ニ堪エ可 キ精力ナク シテ之レヲ 脱避セン爲 メニ其生命 ヲ殺害スル 者ナレハ勇 アルニ似テ 抑テ其實ハ 怯ナル者ナ リ希臘國ノ 法律ニテハ 之ヲ罰スル ニ其手ヲ斬 ス英律ニテ
瑞典	
印度	第三百五 條 人ノ自殺ニ 加功スル者 ハ十年ニ止 ル各種ノ入 獄且賍金ヲ 科ス 第三百九 條 自殺ヲ行フ テ遂ケサル 者ハ一年ニ 止無苦役入 獄且賍金ヲ 科ス
清	
普魯士	
埃地利	















佛蘭西二	受ケシ者ノ身體ヲ痛苦セシメタル時ハ其犯人ヲ死刑ニシテ終身懲役ニ處ス	白耳義二	者ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	白耳義三	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	白耳義四	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	白耳義五	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	埃地利二	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	埃地利三	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	埃地利四	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	埃地利五	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	埃地利六	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	埃地利七	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	埃地利八	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ
佛蘭西三	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西四	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西五	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西六	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西七	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西八	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西九	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十一	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十二	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十三	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十四	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ
佛蘭西十五	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十六	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十七	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十八	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西十九	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西二十	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西二十一	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西二十二	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西二十三	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西二十四	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西二十五	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ	佛蘭西二十六	ハ十五年ヨリ二十年ノ間ニシテ

五百五十二

日本	第三百二十四條	佛蘭西	第三百二十四條	獨逸	第三百二十四條	埃及	第三百二十四條	伊太利	第三百二十四條	白耳義	第三百二十四條	英吉利	第三百二十四條	魯西亞	第三百二十四條	瑞典	第三百二十四條	印度	第三百二十四條	清	第三百二十四條	普魯士	第三百二十四條	埃地利	第三百二十四條
日本	第三百二十四條	佛蘭西	第三百二十四條	獨逸	第三百二十四條	埃及	第三百二十四條	伊太利	第三百二十四條	白耳義	第三百二十四條	英吉利	第三百二十四條	魯西亞	第三百二十四條	瑞典	第三百二十四條	印度	第三百二十四條	清	第三百二十四條	普魯士	第三百二十四條	埃地利	第三百二十四條
日本	第三百二十四條	佛蘭西	第三百二十四條	獨逸	第三百二十四條	埃及	第三百二十四條	伊太利	第三百二十四條	白耳義	第三百二十四條	英吉利	第三百二十四條	魯西亞	第三百二十四條	瑞典	第三百二十四條	印度	第三百二十四條	清	第三百二十四條	普魯士	第三百二十四條	埃地利	第三百二十四條

五百五十二







日本二	佛蘭西三	佛蘭西四	佛蘭西五	佛蘭西六	佛蘭西七	佛蘭西八	佛蘭西九	獨逸二	獨逸三	獨逸四	埃及二
頂禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス	強迫ヲ爲シタル時ハ二年ヨリ不少多禁錮ノ刑ニ處セラレ且百五十「フランク」ヨリ不少千「フランク」ヨリ不多罰金ノ言渡ヲ受ケ可シ	又其犯人ハ其刑ニ處セラレシヨリ「フランク」ノ少六百日タル時ハ其契約ヲ爲シタル時ハ其犯人六ヨリ不少二年ノ禁錮ヲ受ケ可シ	テ強令又ハ契約ヲ爲シタル時ハ其犯人六ヨリ不少二年ノ禁錮ヲ受ケ可シ	(千八百六)ノ三ヨリ如左改ム言訓又ハ文書類ヲ以テ第三百五條ニ記セシ以外ノ暴行ヲ加ヘテ強迫シタル時ハ其契約ヲ爲シタル時ハ其犯人六ヨリ不少二年ノ禁錮ヲ受ケ可シ	刑中ノ一箇ムキキ漏傳及ヒ隠匿ヲ爲スヲ強迫シタル時ハ其契約ヲ爲シタル時ハ其犯人六ヨリ不少二年ノ禁錮ヲ受ケ可シ	多罰金ノ言渡ヲ受ケ可シ	既ヲ待テ其恐喝シタル罪ヲ論ス可シ	恐喝シタル罪ヲ論ス可シ	強迫ヲ爲シタル時ハ其契約ヲ爲シタル時ハ其犯人六ヨリ不少二年ノ禁錮ヲ受ケ可シ	強迫ヲ爲シタル時ハ其契約ヲ爲シタル時ハ其犯人六ヨリ不少二年ノ禁錮ヲ受ケ可シ	強迫ヲ爲シタル時ハ其契約ヲ爲シタル時ハ其犯人六ヨリ不少二年ノ禁錮ヲ受ケ可シ

白耳義二	白耳義三	白耳義四	白耳義五	英吉利二	英吉利三	英吉利四	魯西亞二	魯西亞三	魯西亞四	魯西亞五	魯西亞六	印度二
或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ	或ハ來ル何ノ日ニ幾許ノ金員ヲ渡セト命令スル所ナキ







日本	第三百二十七條 兇器ヲ持シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ
佛蘭西	
獨逸	
埃及	
伊太利	
白耳義	
英吉利	
魯西亞	
瑞典	
印度	
清	
普魯士	
埃地利	千八百五十二年五月二十七日布告第八十三條 不法ノ報復ヲ爲シ或ハ其旨立ヲ爲シ權利ヲ行ヒ遂ケ或ハ約束若クハ証據トナル可キ事件ヲ強要シ或ハ其他不平ヲ慰メンカ爲メ等ニテ多人ヲ募集シ暴威ヲ以テ他人ノ不動產中ニ侵犯シ其土地若クハ其レニ就キシ權利

埃地利	埃地利ニシ者ハ之ヲ安全ニ保シ有スルコトヲ妨礙セシ者或ハ他ニ共ニ處ス
佛蘭西	犯者ヲ伴ハスト雖モ兵裝ヲナシ他人ノ屋宇若クハ住家ニ侵入シ其主人家族若クハ他ノ所有物ニ對シ強暴ヲ加ヘシ者
獨逸	其刑
埃及	第八十四條
伊太利	此禁行ノ首犯ハ之ヲ一年乃至五年ノ重徒刑ニ處シ其附屬トナリテ此罪ヲ幫助セ
白耳義	
英吉利	
魯西亞	
瑞典	
印度	
清	
普魯士	
埃地利	



墮胎ノ罪

日本	第三百三十一條 懷胎ノ婦女 藥物其他ノ 方法ヲ以テ 墮胎シタル 者ハ一月以 上六月以下 ノ重懲罰ニ 處ス
佛蘭西	第二百十 八條 孕婦自ラ墮 胎ヲ爲シ或 ハ胎内ニテ 其子ヲ殺シ タル者ハ 五年ヨリ不 短懲罰ニ處 ス 若シ酌量輕 減アル時ハ 六月ヨリ不 短懲罰ニ處 ス 孕婦ノ承諾 ニ因リ墮胎 ヲ爲シ或ハ 胎内ニテ其 子ヲ殺サン 爲メ專用ナ ル方法ヲ用 ヒ或ハ之ヲ 行フタル者 ハ 同刑ニ處ス
獨逸	第三百五 十一條 凡承諾シテ 墮胎スル婦 ハ二年ヨリ 五年迄ノ獄 ニ處シ一 百 「フランク」 ヨリ五百 「フランク」 ノ徒罪或ハ マテノ罰金 ヲ科ス
埃及	凡ソ孕婦自 ラ墮胎ヲ吞 ミ或ハ器械 ヲ用ヒ因テ 墮胎セント スル者ハ重 罪ニ坐シ五 年ヨリ終身 ノ徒罪或ハ 二年ニ過サ ズ 若シ藥劑ヲ 與ヘ或ハ器 械ヲ用ヒテ 孕婦ノ胎ヲ 墮サントシ 若クハ孕婦 ヲシテ自ラ 取用セシム ル者ハ其子 ノ有無ニ拘 ハラス
伊太利	凡ソ孕婦自 ラ墮胎ヲ吞 ミ或ハ器械 ヲ用ヒ因テ 墮胎セント スル者ハ重 罪ニ坐シ五 年ヨリ終身 ノ徒罪或ハ 二年ニ過サ ズ 若シ藥劑ヲ 與ヘ或ハ器 械ヲ用ヒテ 孕婦ノ胎ヲ 墮サントシ 若クハ孕婦 ヲシテ自ラ 取用セシム ル者ハ其子 ノ有無ニ拘 ハラス
白耳義	凡ソ孕婦自 ラ墮胎ヲ吞 ミ或ハ器械 ヲ用ヒ因テ 墮胎セント スル者ハ重 罪ニ坐シ五 年ヨリ終身 ノ徒罪或ハ 二年ニ過サ ズ 若シ藥劑ヲ 與ヘ或ハ器 械ヲ用ヒテ 孕婦ノ胎ヲ 墮サントシ 若クハ孕婦 ヲシテ自ラ 取用セシム ル者ハ其子 ノ有無ニ拘 ハラス
英吉利	凡ソ孕婦自 ラ墮胎ヲ吞 ミ或ハ器械 ヲ用ヒ因テ 墮胎セント スル者ハ重 罪ニ坐シ五 年ヨリ終身 ノ徒罪或ハ 二年ニ過サ ズ 若シ藥劑ヲ 與ヘ或ハ器 械ヲ用ヒテ 孕婦ノ胎ヲ 墮サントシ 若クハ孕婦 ヲシテ自ラ 取用セシム ル者ハ其子 ノ有無ニ拘 ハラス
魯西亞	凡ソ孕婦自 ラ墮胎ヲ吞 ミ或ハ器械 ヲ用ヒ因テ 墮胎セント スル者ハ重 罪ニ坐シ五 年ヨリ終身 ノ徒罪或ハ 二年ニ過サ ズ 若シ藥劑ヲ 與ヘ或ハ器 械ヲ用ヒテ 孕婦ノ胎ヲ 墮サントシ 若クハ孕婦 ヲシテ自ラ 取用セシム ル者ハ其子 ノ有無ニ拘 ハラス
西亞	凡ソ孕婦自 ラ墮胎ヲ吞 ミ或ハ器械 ヲ用ヒ因テ 墮胎セント スル者ハ重 罪ニ坐シ五 年ヨリ終身 ノ徒罪或ハ 二年ニ過サ ズ 若シ藥劑ヲ 與ヘ或ハ器 械ヲ用ヒテ 孕婦ノ胎ヲ 墮サントシ 若クハ孕婦 ヲシテ自ラ 取用セシム ル者ハ其子 ノ有無ニ拘 ハラス
瑞典	凡ソ孕婦自 ラ墮胎ヲ吞 ミ或ハ器械 ヲ用ヒ因テ 墮胎セント スル者ハ重 罪ニ坐シ五 年ヨリ終身 ノ徒罪或ハ 二年ニ過サ ズ 若シ藥劑ヲ 與ヘ或ハ器 械ヲ用ヒテ 孕婦ノ胎ヲ 墮サントシ 若クハ孕婦 ヲシテ自ラ 取用セシム ル者ハ其子 ノ有無ニ拘 ハラス
典	凡ソ孕婦自 ラ墮胎ヲ吞 ミ或ハ器械 ヲ用ヒ因テ 墮胎セント スル者ハ重 罪ニ坐シ五 年ヨリ終身 ノ徒罪或ハ 二年ニ過サ ズ 若シ藥劑ヲ 與ヘ或ハ器 械ヲ用ヒテ 孕婦ノ胎ヲ 墮サントシ 若クハ孕婦 ヲシテ自ラ 取用セシム ル者ハ其子 ノ有無ニ拘 ハラス
印度	第三百十 五條 兒ノ活テ生 ル、ヲ妨ケ 又ハ生後之 ヲ死ニ致ス ノ意ヲ以テ 行ソタル所 爲兒生ル、 前其活テ生 ル、ヲ妨ケ ル、ノ意ヲ以 テ或ハ其生 ル、後之ヲ 死ニ致スノ 意ヲ以テ一 所爲ヲ行ヒ 因テ其活テ 生ル、ヲ妨 ケ或ハ生ル 、後之ヲ死 ニ致ス眞實 母命ヲ救フ ノ爲メニ非 サルハ十
度	第三百十 五條 兒ノ活テ生 ル、ヲ妨ケ 又ハ生後之 ヲ死ニ致ス ノ意ヲ以テ 行ソタル所 爲兒生ル、 前其活テ生 ル、ヲ妨ケ ル、ノ意ヲ以 テ或ハ其生 ル、後之ヲ 死ニ致スノ 意ヲ以テ一 所爲ヲ行ヒ 因テ其活テ 生ル、ヲ妨 ケ或ハ生ル 、後之ヲ死 ニ致ス眞實 母命ヲ救フ ノ爲メニ非 サルハ十
清	第三百十 五條 兒ノ活テ生 ル、ヲ妨ケ 又ハ生後之 ヲ死ニ致ス ノ意ヲ以テ 行ソタル所 爲兒生ル、 前其活テ生 ル、ヲ妨ケ ル、ノ意ヲ以 テ或ハ其生 ル、後之ヲ 死ニ致スノ 意ヲ以テ一 所爲ヲ行ヒ 因テ其活テ 生ル、ヲ妨 ケ或ハ生ル 、後之ヲ死 ニ致ス眞實 母命ヲ救フ ノ爲メニ非 サルハ十
普魯士	第四百十 四條 凡ソ婦人故 ラニ或ル所 爲ヲ以テ其 胎孕ヲ墮下 ス可キヲ 企テ因テ其 兒ヲシテ死 シテ分娩セ シムル者ハ 論スルニ重 罪ヲ以テス 第百四十 五條 墮胎ヲ爲サ ント欲シ其 方術ヲ施ス ト雖モ遂ク ル能ハサル 者六月以上 一年以下ノ 徒刑トス又 果シテ其墮 胎ヲ遂クル

英吉利	ハラス非亦 同ナシ 若シ人ノ孕 婦ヲ墮胎セ ント謀リ情 ヲ知テ之レ ニ藥劑器械 ヲ付與シ或 ハ爲メニ媒 オスル者モ 子ノ有無ニ 拘ハラス輕 罪ニ坐シ五 年ノ徒罪或 ハ二年ニ過 キサル所ノ 入獄ニ處シ 若クハ苦役 ヲ加フ
印度	年ニ止ル各 種ノ入獄若 クハ贖金又 ハ入獄贖金 ヲ兩用シテ 之ヲ罰ス 第三百十 六條 胎内已ニ活 キタル兒ヲ 殺ス者モ 殺ス有罪殺 ノ所爲ヲ行 ヒ胎内已ニ 活キタル兒 ヲ殺ス者ハ 十年ニ止ル 各種ノ入獄 及贖金ニ處 ス
埃地利	ニ於テハ一 年ヨリ少カ ラス五年ヨ リ不多重徒 刑ニ處ス
埃及	
伊太利	
白耳義	
英吉利	
魯西亞	
西亞	
瑞典	
典	
印度	
度	
清	
普魯士	
埃地利	







日本	第三百三十二條 醫師懲罰又ハ藥師前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ
佛蘭西	
獨逸	
埃及	第三百三十二條 若シ其犯人内科外科ノ醫師又ハ製藥者タル時ハ有期ノ徒刑ニ處ス如何ナル場合ニ於テモ墮胎ヲ爲サント試ミ爲シタルノミニ於テハ犯罪ノ罪ヲ受ク可ラス
伊太利	
白耳義	第三百三十五條 凡第三百四十八條三百五十條及ヒ三百五十二條ノ犯罪内外科醫産醫産婆軍醫藥舖等タレハ罪獄ニ該ルハ監役監役ニ該ルハ十年ヨリ十五年迄ノ懲役ニ該ルハ二十年迄テノ懲役ニ處ス
英吉利	
魯西亞	
瑞典	
印度	
度清	
普魯士	
奧地利	第三百四十七條 孕婦ニ秘シテシクハ其意ニ乖リ故ラニ胎兒ヲ墮下セシメ若クハ墮下セシメント企ツル者モ亦齊シク前條ノ罪トス 第三百四十八條 這ノ重罪者ハ一年以上五年以下ノ重徒刑ニ處ス但シ本罪ニ依テ其婦ノ姓名ヲ危險ナラシムルカ又ハ其健全ヲ害傷スルニ於テ

日本	第三百十三條 懷胎ノ婦女ヲ威逼シ又ハ誑誘シテ墮胎セシメタル者ハ一年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス
佛蘭西	
獨逸	
埃及	
伊太利	
白耳義	第三百四十八條 凡食物飲料藥劑若クハ舉行其他ノ方法ヲ以テ爲スヲ欲セサル婦女強テ墮胎セシムル者ハ監役ニ處ス若事成ラサル者ハ第五十二條ニ從テ論ス
英吉利	
魯西亞	
瑞典	
印度	第三百四十二條 墮胎眞實母ノ命ヲ救フ爲メニ非スシテ墮胎セシムル者ハ三年ニ止ル各種ノ入獄若クハ贖金又ハ入獄罰金ヲ兩用シテ之ヲ罰ス 胎内ノ兒已ニ活ルノ後ニ在レハ七年ニ止ル各種ノ入獄及ヒ贖金ニ處ス 説明自ラ墮胎スル婦人モ此條ニ包含ス
度清	
普魯士	
奧地利	第三百四十七條 孕婦ニ秘シテシクハ其意ニ乖リ故ラニ胎兒ヲ墮下セシメ若クハ墮下セシメント企ツル者モ亦齊シク前條ノ罪トス 第三百四十八條 這ノ重罪者ハ一年以上五年以下ノ重徒刑ニ處ス但シ本罪ニ依テ其婦ノ姓名ヲ危險ナラシムルカ又ハ其健全ヲ害傷スルニ於テ











幼者ヲ  
略取誘  
罪

日本	第三百四十一條 十二歳ニ滿テハ暴行ヲ以テ幼者ヲ誘取シ又ハ誘拐シテハ誘拐シテ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス	佛蘭西	第三百五十四條 詐計又ハ暴行ヲ以テ幼者ヲ誘拐シ又ハ誘拐セシメタル者又ハ幼者ヲ其指令或ハ監督ヲ爲ス者ノ置タル場所ヨリ他所ニ誘出シ又ハ他所ニ出行セシメ又ハ其誘出或ハ出行ヲ爲サシメタル者ハ徒刑場内ニ於テ使役スル刑ニ處ス	獨逸	第三百四十四條 凡七歳未滿ノ兒ヲ誘拐スル者若クハハ誘拐セシムル者ハ和誘スル者ト雖モ監役ニ處ス可シ	英吉利	第三百六十八條 凡七歳未滿ノ兒ヲ誘拐シ若クハ隠閉シ因テ己ノ子女ト爲サント謀リ或ハ其衣服等ヲ剽奪セシト欲スル者ハ重罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ至ル徒罪ニ依テ幼者ヲ誘拐スル者或ハ誘拐入獄ニ處シセシムル者若クハ苦役ヲ加フ	西亞	第三百五十九條 誘去ニ二種アリ英領印度外ニ人ヲ誘去スル者ハ各其人ノ罪ニ依テ減ス	印度	第三百五十九條 誘去ニ二種アリ英領印度外ニ人ヲ誘去スル者ハ各其人ノ罪ニ依テ減ス	清	第三百五十九條 誘去ニ二種アリ英領印度外ニ人ヲ誘去スル者ハ各其人ノ罪ニ依テ減ス	普魯士	第三百五十九條 誘去ニ二種アリ英領印度外ニ人ヲ誘去スル者ハ各其人ノ罪ニ依テ減ス	地	第三百五十九條 誘去ニ二種アリ英領印度外ニ人ヲ誘去スル者ハ各其人ノ罪ニ依テ減ス	利	第三百五十九條 誘去ニ二種アリ英領印度外ニ人ヲ誘去スル者ハ各其人ノ罪ニ依テ減ス
----	--	-----	---	----	---	-----	---	----	--	----	--	---	--	-----	--	---	--	---	--

五百七十二

獨逸二	第三百四十一條 凡七歳未滿ノ兒ヲ誘拐スル者若クハハ誘拐セシムル者ハ和誘スル者ト雖モ監役ニ處ス可シ	獨逸三	第三百四十四條 凡七歳未滿ノ兒ヲ誘拐スル者若クハハ誘拐セシムル者ハ和誘スル者ト雖モ監役ニ處ス可シ	獨逸四	第三百四十四條 凡七歳未滿ノ兒ヲ誘拐スル者若クハハ誘拐セシムル者ハ和誘スル者ト雖モ監役ニ處ス可シ
-----	---	-----	---	-----	---

五百七十二































